

第十二回 参議院地方行政委員会會議録第九号

昭和二十六年十一月十三日(火曜日)午前十時三十分開会

委員の異動

十一月九日委員岩男仁蔵君辭任につき、その補欠として林屋龜次郎君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 西郷吉之助君

理事

岩沢 忠恭君

中田 吉雄君

岩木 哲夫君

委員

石村 幸作君

高橋進太郎君

堀 末治君

安井 謙君

小笠原三男君

相馬 助治君

吉川末次郎君

鈴木 直人君

石川 清一君

事務局側

常任委員 福永興一郎君

常任委員 会専門員 武井 群嗣君

常任委員 会専門員 白石 正雄君

説明員

大蔵省主計 局主計官 白石 正雄君

参考人

神奈川県 総務部長 矢柴 信雄君

山梨県副知事 金丸 徳重君

大阪市長 中井 光次君

廣沢市長 伊沢 十郎君

千葉県津 田沼町長 白鳥義三郎君

全国自治団体 労働組合協議 会書記長 松室 悦弘君

日本教職員組合 教育財政部長 辻原 弘市君

大阪市役所職員 組合副委員長 浅羽 為造君

日本都市交通 労働組合連合 会副委員長 河野 益夫君

本日の会議に付した事件

○地方行政の改革に関する調査の件

(地方公務員(教職員等を含む)の給与引上げとその財政上の問題に関する件)

○証人喚問に関する件

○委員長(西郷吉之助君) これより開会いたします。

本日は参考人においてを願っており、まず最初に参考人のかたがたに順次御意見を伺いたいと思っております。本日の参考人の公述は、十五分乃至二十分程度にして頂きまして、その後には委員よりいろいろ質疑があると思っております。では最初に神奈川県総務部長の矢柴信雄君。

○参考人(矢柴信雄君) 神奈川県総務部長の矢柴でございます。職員給与に関する問題でございますが、先般大蔵省は、全国平均にいたしまして、教員の給料は国家公務員に比しまして三百七十五円平均して高い。それからその他の公務員では四百六十二円高、い、こういう発表をいたしましたのでございます。その際に神奈川県につきま

てはどうかおつたかと申しますと、神奈川県につきましても、平均をいたしまして二百八十四円高いのである、こういう資料を出したのでござい。ます。然らば神奈川県におきまして職員の実際の給与はどういうことになつてゐるかと申しますと、七千九百円ベースにおきまして、一般職員の給与一人平均を申しますと、二十六年の十月現在でございまして、本俸が六千七百六十一円であり、扶養手当が八百九十四円、勤務地手当が千四百三十四円、計九千九百八十九円と相成つてゐるのでござい。ます。従いまして、いわゆる七千九百八十一円ベースに對しましては千九百八十一円というところに相成るのでござい。ます。併しながら人事院の発表しましたところによりまして、現在の国家公務員の現実のベースは、七千九百八十一円におきまして八千五百六十九円であるということが言われてゐるのであります。これと比較した場合におきましては約五百円の差額ということになるわけであり。ます。更に国の勤務地手当の平均率、これと神奈川県の勤務地手当の平均率とは違つてゐる。うのであります。国の勤務地手当の平均が八百四十四円になつてゐるのであります。が、神奈川県におきましては、特殊の東京に近い殆んど全部が都市であるという、うな地理的環境からして、これは千四百三十四円という金額に相成つてゐるのであります。そこで勤務地手当で六百余円の差があるのであります。従いましてこれだけで考えま

しても国家公務員に比しまして、神奈川県のベースはやや下廻つてゐるといふことが現実に見えるのでござい。ます。なおそのほかには勤続年限の問題でござい。ます。が、勤続年限におきまして、国家公務員の平均は六・七二年というところと相成つております。それに対しては、神奈川県の勤続年限の平均は、七・五年というところと相成つております。更に又教育職員について考えますと、教育職員の神奈川県におきまして現在の単価は、本俸を平均いたしまして、七千九百三十八円ベースにおきまして、本俸全部合せまして一万四千四百四十二円というところと相成つてゐるのでござい。ます。で、これにつきましても勤務地手当の差額その他の問題があるものでござい。まして、神奈川県におきましては、勤務地手当が一、六〇という比率に相成つております。一割六分でござい。ます。そういつた比率に相成つております。そのために一般に比べまして約一割高いのが当り前である、それは勤務地手当から当然出て来る結果ということに相成るのでござい。ます。神奈川県の教育職員につきましては、昭和二十四年に文部省が単価を指示したのであります。そのいわゆる文部省指示単価、これに何らの作為を加へることなくしてベース改訂をいたしたものを現在の予算単価に採用をいたしております。その金額は七千八百十五円になります。これに對して実際の給与でありますが、これは本俸が八千二百四十九円となつております。

その間いわゆる文部省指示単価そのまゝにベース改訂を参りました場合と比べて四百三十九円高くなつております。この差額は実は定員の極端な圧縮によつて賄つてゐるのであります。で、大体理論学級当り一・一九、実学級当り一・二四というふうな、これは校長も用員も含めてでござい。ます。こゝにいたしたらしい人員の圧縮によつてその差額を賄つてゐる、こゝにいたしたことになつております。然るにこの文部省指示単価というものを切り替へて参りました場合の七千八百十五円というものは、国家公務員におけるいわゆる七千九百円ベースの場合における七千九百円に相当する金額でござい。ます。それに対しては国家公務員におきましては八千五百六十九円という現実の給与になつてゐるというところを考えますと、先に申し上げました七千八百十五円と現実の給与の平均八千二百九十四円の差額は当然であるというふうな考えられるのであります。又事実現在のようになつておきまして、何らの作為を加へないで私ども計算いたしましたところでは、現在の人事異動状況で参りますと、神奈川県だけで一年に約五千万円ずつは昇給のための予算増額をしなければならぬ、かような結果になるのであります。或る程度の上廻りというものができるのが当然なのでござい。ます。かように考へて参りますと、むしろ神奈川県の教育職員につきましても、神奈川県の給与ベースというもの

おられるのか、この点も一つ一般的な問題でありますが、お伺いしておきたい。

○参考人(矢柴信雄君) お答えいたします。只今のお話でございますが、これはいわゆる伝えられている行政整理等に關しまして、結局これがいわゆる財政圧迫という形で以て押付けられるのではないかと、こういう感じを持つていられるのでございます。で、財政上可能なことにつきましては、我々としてはどこまでもこれを節減をして行くというところにやぶさかではないのでございます。すなわち、今回のような給与ベース改訂というふうな問題に關しまして、而も国家公務員よりも不利な、一般の民間のベースよりは勿論遙かに離れて不利なそういう事柄をただ財政の圧迫ということで押付けられるというところは、これは誠に遺憾なこととございまして、私も財政の自主性を持つていない、自分の税だけで以て賄えるだけの税源を与えられていないというところから、こういうことが行われるというところを非常に遺憾に考えておるのでございまして、何とかこの際、財政根本に亘つての改革によりまして、地方が与えられた財源の中で本當に地方住民が自分の意思と能力に應じた行政ができる体制というものを是非作つて頂きたいと思ひます。さうやう考へております。

○小笠原三男君 もう一点、これも他の理事者のかたにもお伺いしたいのですが、終戦後の給与ベース、大体一千六百円ベースから本格的な今のやり方に変つて来た最初だと思ふのですが、その当時においても官房長官を本部長とし、大蔵省の給与局長の今井さん

を次長とする給与実施本部において、地方公務員に關する場合について、地方の吏態とその伝統を尊重して、国のきめたベースと實際的にどこまで出ているかは、それだけの知事や、実施本部の承認を得れば、神奈川、大阪のような所は或る程度の上廻つた、實際に即した給与ベースで切り替へることができるとの了解があつて、各府県さういふふうによつたものと考へる、それに則つて給与の切り替へが行われて来たものであつて、何ら非合法であると言われようなベースアップを地方独自で行なつて来たものではないというふうには調査してあるのですが、神奈川県においては、従来のいきさつ等から言つて、仮に一部国家公務員よりも給与が高いと言われる向きの公務員があるとしても、それらは一切の承認、即ち給与実施本部の承認の下に行われて来たものへ積み重ねられて来たものだといふふうに考へてよろしいかどうか、この点お伺いしたいと思ひます。

○参考人(矢柴信雄君) 神奈川県におきましては、先の数字でも申し上げましたように、實際上国家公務員より高いという事例が実は出ていないのでございしますが、現在のベースというものを考へますときに、これはむしろ国家公務員よりも、先にお話がございしました給与実施本部の二千九百円ベース時代からの切り替へでございしますが、それにつきまして順当にその通りをやつて来ておるのであります。なおそのほかに神奈川県といたしましては、例えば昇給でございしますが、昇給に關しまして、現在例えは六カ月に一回昇給をするといふことになつておるのであります。神奈川県におきまして六カ月に一回三割だけの人間が昇給をする。その他の大體四割ばかりの者が九カ月で昇給をする、残り三割はそれよりももつと遅らせる、こういうことをやつておるのでございまして、地方では何分財政、それから人事というものが直結をいたしてございまして、直結いたしておりまして、実は私がその両方の主管部長というふうな形に相成つております。財政が非常に圧迫されておりましたことは、皆さん御承知の通りでございます。従いまして人事關係におきましても、自分で可能な、できる限りの節減をするという方向こそやつて来ましたが、やみくもに政府で考へた基準よりも遙かに大きなことをやるといふようなことは実施いたしておりません。それから只今お話のございました中に、現在仮に高いとしたならばというお話がございましたが、この問題に關しまして市町村なんかについて、特に横浜市或いは川崎市等について或いは実例があるかと思ひます。併しなからこの高いというのは、やはり高かるべき理由があつて高いのです。東京の隣りにあり、そして日本の大工業地帯の真中にございまして、そして市の吏員として決して先に洋々たる未来を持つておるといふような国家公務員法の立場とは大變違ふのであります。又国家公務員において、これは余り言いたくないことでありますけれども、例えは全国を歩かれて臨時の収入があるとかないとかいつた問題もないではないのでございまして、さういつたことが全然ない。さういつた所で落着いて仕事をしに行くことになつて参りますと、これは或る程度高いとい

うことは止むを得ないのじやないか、ベースとしては高くなるのは止むを得ないのじやないか、さういふふうに考へるのであります。高かるべくして高いものだと私は考へるのでございまして、従いましてそれを今になつて、これは官吏はさうやるのだからお前の所もさうやれといふようなことを言われまして、實際上これはできないことじやないか、無理じやないか、さういふふうに考へられていられる点が多分にございします。

○委員長(西郷吉之助君) それでは進行の上から次の参考人に御意見を承わります。矢柴君に對しての御質問は又午前中の御供述が終つたあとにお願いしたいと思ひます。次に山梨県副知事金丸徳重君。

○参考人(金丸徳重君) 県の財政の逼迫状況及び県職員、教職員の給与の關係などにつきましては、只今神奈川県のほうから詳細に亘つて公述がございました。私から申上げる事情も全く神奈川と同じでありまして、一見給与が高いように思われる分につきましては、それは特殊の事情があるものについてのみであります。特に山梨県といたしましては、給与が高いという例はございしません。お手許にお配りしてございします案の中に、一般係員の職員の中に若干高いものがあるようでありまして、これは先ほどの公述の中にも現れておりますように、データのとり方の問題でありまして、私どもの調べたところによりまして、国家公務員の一般の給与の状況から比較いたしますと、私のところの県のものが高くなつていられるという例は毛頭ないのであります。たださうした誤解を受ける、或いは又公選というふうなことからいたしまして、たま／＼何か人気取りのために給与を上げていられるのじやないかといふような噂が飛びますし、又特殊な例としてはさうした疑いを受けるような例がなきにしもあらずと、私はよその県などからいたしましてもあるのではないかと思ひます。併しなからそれは極めて、何と申しますか、雨夜の星のごとき極く一部の例に過ぎない。この一部の例を以て全般の給与を律せられて、県庁職員或いは地方の教育職員の給与が大体に高いといふような誤解を持たれることは甚だ遺憾千万に存じておるのであります。山梨県にいたしましては特にさうした例はございません。伝えられるように今回のベースアップにおきましても、その高いと思われる分を差引いて平衡交付金の交付において考慮しようといふようなことになりまして、これは事は重大であります。事務運営なり、或いは社会問題といたしまして問題になる次第であります。この点はもう神奈川のほうから幾々御説明がございましたので私は詳しく申し上げません。

ただ実は私あとの会合のために出掛けなければならぬので要点だけ申し上げます。先ほどお尋ねになりました中に、さういふような窮迫した県の財政からいつてどうするのか、若しか今の平衡交付金の百億を以て押付けられ、而もこの中から差引かれるといふような窮状に迫られたときにどうするかといふような大きな問題をお尋ねになつておるのであります。全く私どももいたしましてはこの点に非常に苦慮いたしておるのであります。知事會議といたしましては、先般五百七十

億の不足財源の補填を国に求めておるものであります。その後若干の数字の補正はございましたが、五百五十億程度のものは現在でも不足いたしておる状況なのであります。給与ベースを成る程度に上げるといたしても、そうした不足を来たす、それに対して平衡交付金が百億、地方債の百億の枠の増等を以ていたしましては、なお三百億余の不足のあることは、これは明瞭であるのと、従いまして今後平衡交付金において更に相当の増額をお願いしなければ本年度の経費が成り立たないわけなのであります。これらにつきまして、は国のほうに御要望も申上げておるわけでありまして、今後は是非とも補填の御承諾をお願いしなければなりません。そこで若しどうもということ、我々も場合により追詰められたときに、我々もいたしましては止むを得ませんので、次年度の繰上げ支出でもしなければならぬのではないかと、いろいろな問題にまで考えております。又公共事業の繰延べもしなければならぬのではないかと、これはもうそうしたこと考へるどころか、現実的に私も県予算を組む場合に、財源の枯渇いたしております関係上、背に腹は替えられんで延ばすというふうな状況なのであります。殊に私が一番今度県会に予算として出したて、苦しみましたのは、例えば法律上義務付けられておるところの恩給の増に伴う経費ですらも財源枯渇のため計上できない。止むを得ませんので、十月支払の分だけ上げておいて、一月の支払分は次の平衡交付金の増額を待たう、状況を見ようというふうなところまで追詰められる状況なのであります。尤も山梨県というのは特別に

財政窮迫の例に挙げられるような貧乏県なのであります。又県の特殊事情からいたしまして県の特殊な事業がございませぬ。それからいたしまして問題になりますところの税の自然増といふものも殆んど、例えば事業税などの増といふことは、相当国全体として考えられておるようでありまして、私どもの県からいたしましては、事業税の増を見込むだけの大きな事業がありませぬ。そうしたことからいたしまして、税の自然増に頼ることも目下のところは困難だ、そこでどうしても止むを得ませんので、平衡交付金に頼る以外にはない。山梨県は平衡交付金に県財政の三分の一を頼つておるような特殊な県なのであります。そうした関係からいたしまして、特に平衡交付金に頼る率が高いのであります。その平衡交付金が高いたしまして、二百億の半分にもならぬ。或いは五百七十億に對して、当時三百億の平衡交付金が必要であるというふうなことであつたのであります。それが三分の一の百億だけというふうなことで、而も今後の増が認められんということになりますれば、県の財政の事情から非常に憂うべき状態になる。而も先ほども仰せになりましたように、ペー・アップ、これは社会問題としてもどうしてもやらなければならぬと、いふことでもあります。そこで止むを得ず非常手段といたしまして公共事業を繰下げる、或いはもうそういふことは到底考えられないこととあります。と、次年度の経費の繰上げ支出というふうなところまで追詰められるのではないかと、この点を当局といたしましては非常に心配いたしておるところであります。

ります。今後関係御当局の好意ある御処置をお願いしなければなりません点があるものであります。簡単にあります。これで終了します。

○相馬助治君 只今の金丸さんにお尋ねしたいのですが、先ほど同僚の小笠原君が矢張さんに質問した点でも明らかにしたように、国家公務員に就つてこの際給料を考えた場合に、地方公務員の高いは高いのだという大蔵省の見解といふものは、全く為にせんとする資料を集めて、とてもない未熟なことをやつて、皆様がたを結果において苦しめておることに相成つておる。で、我々も極めて遺憾としておる次第です。その上に今般の国会から見ても、おまして非常に我々が憂慮しております問題は、従前、地方財政委員会及び地方自治庁は、大蔵省側の国家公務員に比較して地方公務員は高いという論を論難していただけた。ところがこの頃は大蔵省のその説に屈服して、どやうやらやはり地方公務員の給料は、国家公務員に比して高いのだというふうなことを、積極的に言つておられます。消極的にそれを肯定し、而も閣議決定の線から皆様がたのほうに通牒が送られておるというふうなことを我々は承知しているわけですが、そこで今の金丸さんの並々ならぬ御決意を聞いて、非常に全国地方公務員のために感激に堪えないのですけれども、実際問題として、給料を来年度の税収入を見込んで繰上げ支給をするというところ、これはかなり困難な問題だと思つて、それで又一方にはこの平衡交付金の増額につきましては、第一次、第二次の給与の引上げの財源に目を絞らうて、物価が上つた分の平衡交付金の増

というふうなことを申して、僅か百億でとめようとしてこれを強行せんとしていることも、これも又御承知のこととあります。そういうふうな矢先きに、閣議決定の線と称して地方自治庁から皆様がたに送られる通牒といふものに対して、基本的にはどういふうにお考えであるか、この点について一つお尋ねしておきたいと思つて、なぜそういうことをお尋ねするかと申しますと、副知事さんとしては、全く国の考え方が間違つておることを御承知であつても、一歩県にお戻りになつて、例えば教職員組合から要求がある、そうしてその要求は当然であるとは知りながらも、これを交渉する場合に、何しろ国のほうからこよういふものが来ているのだからと、いふようなことを、山梨県では申さなくても、全国ではそれを今度は武器にして、何しろ国でございんだから君たちの要求は正当なんだけれども、聞くわけにはいかんという交渉の姿が必ず起ると私は思つておるのです。従いまして、代表されて本日参考人としてお話をした金丸さんとしては、こよういふ状態において送られるあの地方自治庁の通牒に対しては、基本的にどういふふうにお考えであるか、この点を参考にお聞かせ願つておきたいと思つておる。

○参考人(金丸重君) あの通牒の詳細な検討につきましては、更に閣議その他に十分検討されることと思つておる。又そうした例が生じた原因などにつきましても、各県別、且つ又事情別にそれぞれいろいろあると思つておる。それで、それらの検討がされることと思つておる。基本的には、

地方財政の窮迫からいたしまして、私の県の例ばかり申上げて甚だ恐縮でありますけれども、むしろ抑えに抑えて、上げたけれども上げられない。それは先ほどいろいろと例を挙げて公述されたのであります。地方の公務員の給与には特殊な事情もある、例えば私どものほうの県で言いますと、東京或いは横浜という方面からの偏りを食ひまして、とかくいい教員が逃げて行くといふような例もありますし、又地方公務員に比較して、福祉施設等が国家公務員に比較して低いたのであります。上げた事情があるにもかかわらず、県財政の窮迫からいたしまして、とかく上げ得られないという実情にあるのであります。従いまして給与ベースの改訂などの際において、平衡交付金その他の措置によつて財源の潤沢化をお願いしたいのであります。これが私は基本の問題であらうかと思つておる。

○中田吉雄君 国家公務員がこのたび千五百円アップするわけですが、閣議決定で、それ／＼教職員なり一般職員なり低い決定をしましてそれを地方に流して行く、只今副知事さんや総務部長さんの話を聞きますと、諸般の情勢からいふことは困難であるといふことになりまして、予算の款項目におきましては流用の限度はあるわけでありまして、背に腹は替えられないので、いろいろ／＼形によつて費目の流用をやつてもやるといふようなことはできませんのうですか。その点一つ……。

○参考人(金丸重君) 費目の流用といふような余裕も殆んどありません。

ただ私どもそうした事情を非常に苦心いたしまして、教職員については、私どもの県としましては定員がむしろ足りない程度で、かつ／＼でありますけれども、県職員につきましては補充を差止たり等いたしまして、これは非常に無理だつたのでありますけれども、若干いたしております。それから物件費の節約というようなことも考えまして、いたしておりますけれども、これは殆んど僅かでありまして、それによつて平衡交付金のはうの額が減るものをカバーするというようなことは到底考えられません。

○中田吉雄君 例えば事業費なんかがありまして、その中のいろ／＼県会なんかに出される予算の説明では、例えば委員会費とか調査費とかいろ／＼あるわけですから、その費目の流用によつていろ／＼な形で実質的なベースを確保して、事業の遂行に支障を来たすというようなこと、そういうことはやはり官僚の人はそういう予算の費目の流用については天才的な技術を持つてゐるのではないかと思うのですが、その点の妙味はどうですか。

○参考人(金九徳重君) 如何に天才的技術を發揮いたしまして、手品を使ひまして、これ以上絞るに絞るようがないのではないかと思います。

○中田吉雄君 一つ副知事さんにお願ひしておきたいのですが、我々地方行政委員会としても、現在の千二百億の平衡交付金では絶対地方財政は賄えないという結論に超脱派的に達してゐるわけでありまして、この夏余に亘りまして西郷委員長を中心にして結論を出して昨日も増額することが必要である

という参議院の全会一致の決議に至つたわけなんです。我々としては何とか今国会に地方の要望に應じたいという固い決意を持つてゐるのですが、幸い米の供出について全国の知事さんがお集りになつてゐるのですから、その知事会の事務局にでも一つ強力な連絡をとつて、大蔵大臣がもしればその筋の許可が得られないというようになことに名を藉りて、大蔵大臣の独善と越権によつて地方財政が非常な被害をこうむつてゐる。特に知事会で総司令部に対して強力な手を打つて、地方財政の奥情を訴えて大蔵大臣のやつてゐる蒙を啓いてやりたいと思ふのですが、我々も是非それをはやるつもりなんです。その点御希望しておきます。

○参考人(金九徳重君) かしこまりました。

○委員長(西郷吉之助君) では残り少しの質問はあとに願ひまして、大阪市長中井光次君。

○参考人(中井光次君) 本日当委員会において地方公務員、なかんずく大都市に勤める政府職員の給与改訂の問題に關してその事情を開陳し、国会の御理解と御考慮をお願いする機会を得ましたことは誠に有難く感謝に堪へません。政府職員の給与ベース改訂についてはすでに法案及びその予算も提出され、国会において御審議中にて、近々十月に遡つて実施される見込と承つております。今回政府が行わんとする給与ベース改訂は、申すまでもなく一般物価の高騰、特に最近における各種公益企業料金の改正に伴う生計費の上昇と、一般民間賃金との均衡上とられ

た措置でありまして、今日の経済情勢の下にあつては誠に当然の施策である

と存じます。我々大都市の場合におきましても事情は全く同様でありまして、特に大阪市を初め、五大都市は、本年当初以来常に我が国最高の物価水準にあることは、総理府統計局の調査に明らかでありまして、その他の諸都市に比べて格段の高い位置にありまして、又物価の上昇率も極めて急激なのであります。かような環境の下に生計を営む大都市の職員につきましては、むしろ急速にその給与ベースを改訂する必要があると感ぜられるのであります。然るに大都市職員の給与水準は政府職員に比べて高いということ、及び財政需要が極めて窮迫する状況にあるという理由から、給与ベースの改訂は不要であるとして、政府はこれに必要とする何らかの財源措置を講じてゐないものであります。そも／＼給与水準の比較は誠に困難なことに属するのであります。と申しますのは、比較の対象が、それ／＼年齢、勤続年数、職員の構成等の諸条件を検討せずして、単に給与の平均額のみをとつてその可否を論ずることは無意味であり、又大都市職員のごとく、最高物価水準の土地柄に生計を営む者の給与と、政府職員のごとく全国平均の給与とを比較することは甚だ不適当であり、又大都市行政のごとく交通、水道等の公企業を営み、土木建築、港湾等の土産業を営むサービスを中心とする現業と、監督行政を主体とする国家行政とは本質的にその内容を異にしておりまして、従つてこれに従事する職員の給与を単純に比較することは正しい結果を得がたいのみであり、特に政府職員の場合に見られますいわゆるベース給以外の超過勤務手当及び旅費の予算額の多額な

こと、官舎の設備の充実せること等、実質給与の存在することは世間周知のことでありまして、単に名目賃金であるベース給の高低のみを以て給与水準を論ずることは不当も甚だしいと存じます。

このことは最近横浜、神戸等において実施いたしました政府職員引継ぎの際に、その実収を保証するために本給を三等級乃至五等級と大幅に引上げて、横浜、神戸市に国家公務員から採用しなければならなかつたという実例によつても明白であります。まして今回政府職員の給与ベースを改訂する目標が、単に実質賃金の従来の水準を維持せんとするに過ぎないのであります。何れ賃金を実質的に増額せんとするものではないのであります。このよう

な事情の下に政府職員の給与が改訂されるに際しまして、ひとり大都市職員の給与のみがそのまま据置かれねばならぬという理由は全く見出し得ないものであります。私は国家行政の一環としての、且つは又戦後の国家経済推進上最も重要な地位を占めます大都市行政の円満なる運営を期する上から見まして、職員の給与水準の上昇を政府案に基いて実施いたしたいと存じておるのであります。これが財源につきましては、以下申述べますような全く困難な事情にあるのであります。即ち大都市の財政事情について、巷間さながら金があり余つてゐるのかのような声をしば／＼耳にするのであります。これは全く実態を知らない想像から出た誤りで、大都市の台所はまさに火の車、而もこれが次第にその度を加えつつあるのであります。財政力に余裕を生じてゐるのは実

は大都市を起した府県なのであります。現に二十五年度の決算見込におきましても、新地方税法施行の遅延、地方配付税制に代る平衡交付金制度実施による減収、更に又大都市起債承認額の低下等により、予定収入は著しく減少した上に、更に関西地方におけるかのジェーン台風による災害復旧、復興のために多額の財政需要に迫られることになり、既定予算の更正減額措置をとるは勿論のこと、更に執行においてこれを徹底的に抑制して、半面市税その他収入の確保に全力を傾注したのであります。結局横浜市において一億七千万円、神戸市において三億九千万円、大阪市において十五億円の歳入欠陥を生じて、翌年度歳入の繰上げ流用の止むなき事態に陥つたのであります。かくのごときことは大都市財政史上未曾有の事実であります。更に今年度においては、このような前年度の赤字事情から、各都市とも経常物件費の徹底的緊縮に努めた上、使用料、手数料等の利用収入については全面的に単価又は料率引上げを行つ等、積極的増収策を講じてゐるにもかかわらず、一般及び災害復旧公共事業の認証額及び政府施策に伴う事務的経費を全額執行するとすれば、五大都市合せて実に百三億に上る収入不足が予想されるのであります。従つて各市においては一部人件費の節減、その他単独事業費の執行中止を図るほか、公共事業といへどもその一部を返上することとして、約二十六億の節約を敢行してゐる。約七十七億に上る赤字は避けがたいという窮状に直面してゐるのであります。いささか当面の給与問題にせよる感じもいたしますが、今この赤字の

こと、官舎の設備の充実せること等、実質給与の存在することは世間周知のことでありまして、単に名目賃金であるベース給の高低のみを以て給与水準を論ずることは不当も甚だしいと存じます。

このことは最近横浜、神戸等において実施いたしました政府職員引継ぎの際に、その実収を保証するために本給を三等級乃至五等級と大幅に引上げて、横浜、神戸市に国家公務員から採用しなければならなかつたという実例によつても明白であります。まして今回政府職員の給与ベースを改訂する目標が、単に実質賃金の従来の水準を維持せんとするに過ぎないのであります。何れ賃金を実質的に増額せんとするものではないのであります。このよう

な事情の下に政府職員の給与が改訂されるに際しまして、ひとり大都市職員の給与のみがそのまま据置かれねばならぬという理由は全く見出し得ないものであります。私は国家行政の一環としての、且つは又戦後の国家経済推進上最も重要な地位を占めます大都市行政の円満なる運営を期する上から見まして、職員の給与水準の上昇を政府案に基いて実施いたしたいと存じておるのであります。これが財源につきましては、以下申述べますような全く困難な事情にあるのであります。即ち大都市の財政事情について、巷間さながら金があり余つてゐるのかのような声をしば／＼耳にするのであります。これは全く実態を知らない想像から出た誤りで、大都市の台所はまさに火の車、而もこれが次第にその度を加えつつあるのであります。財政力に余裕を生じてゐるのは実

は大都市を起した府県なのであります。現に二十五年度の決算見込におきましても、新地方税法施行の遅延、地方配付税制に代る平衡交付金制度実施による減収、更に又大都市起債承認額の低下等により、予定収入は著しく減少した上に、更に関西地方におけるかのジェーン台風による災害復旧、復興のために多額の財政需要に迫られることになり、既定予算の更正減額措置をとるは勿論のこと、更に執行においてこれを徹底的に抑制して、半面市税その他収入の確保に全力を傾注したのであります。結局横浜市において一億七千万円、神戸市において三億九千万円、大阪市において十五億円の歳入欠陥を生じて、翌年度歳入の繰上げ流用の止むなき事態に陥つたのであります。かくのごときことは大都市財政史上未曾有の事実であります。更に今年度においては、このような前年度の赤字事情から、各都市とも経常物件費の徹底的緊縮に努めた上、使用料、手数料等の利用収入については全面的に単価又は料率引上げを行つ等、積極的増収策を講じてゐるにもかかわらず、一般及び災害復旧公共事業の認証額及び政府施策に伴う事務的経費を全額執行するとすれば、五大都市合せて実に百三億に上る収入不足が予想されるのであります。従つて各市においては一部人件費の節減、その他単独事業費の執行中止を図るほか、公共事業といへどもその一部を返上することとして、約二十六億の節約を敢行してゐる。約七十七億に上る赤字は避けがたいという窮状に直面してゐるのであります。いささか当面の給与問題にせよる感じもいたしますが、今この赤字の

は大都市を起した府県なのであります。現に二十五年度の決算見込におきましても、新地方税法施行の遅延、地方配付税制に代る平衡交付金制度実施による減収、更に又大都市起債承認額の低下等により、予定収入は著しく減少した上に、更に関西地方におけるかのジェーン台風による災害復旧、復興のために多額の財政需要に迫られることになり、既定予算の更正減額措置をとるは勿論のこと、更に執行においてこれを徹底的に抑制して、半面市税その他収入の確保に全力を傾注したのであります。結局横浜市において一億七千万円、神戸市において三億九千万円、大阪市において十五億円の歳入欠陥を生じて、翌年度歳入の繰上げ流用の止むなき事態に陥つたのであります。かくのごときことは大都市財政史上未曾有の事実であります。更に今年度においては、このような前年度の赤字事情から、各都市とも経常物件費の徹底的緊縮に努めた上、使用料、手数料等の利用収入については全面的に単価又は料率引上げを行つ等、積極的増収策を講じてゐるにもかかわらず、一般及び災害復旧公共事業の認証額及び政府施策に伴う事務的経費を全額執行するとすれば、五大都市合せて実に百三億に上る収入不足が予想されるのであります。従つて各市においては一部人件費の節減、その他単独事業費の執行中止を図るほか、公共事業といへどもその一部を返上することとして、約二十六億の節約を敢行してゐる。約七十七億に上る赤字は避けがたいという窮状に直面してゐるのであります。いささか当面の給与問題にせよる感じもいたしますが、今この赤字の

原因を述べますと、先ず第一にその原因は新地方税法そのものにあるのであります。大都市施設と密接な関係にありまます事業税、入場税、遊興飲食税等弾力性のある税種がごとごと府県に移された結果、意想外の増収を得たのは大都市を抱えた府県でありまして、今大阪府、市を例にとりましますと、大阪府は二十四年度四十九億の税収が、二十五年六十七億で三割六分の増収となつておるに過ぎないにもかかりませす、シャウプ勧告では増収を予定されなかつたはずの府が四十一億から六十九億と一挙に六割八分に当る増収を得ておるのであります。従つて今仮に五大都市について旧税制の仮定の下に本年度の税収見込を推定いたしますと、その調定見込額は三百十一億と相成り、現行法による場合よりも六十六億の増収が期待せられるのであります。即ち大都市においては新税法によつて実質的には却つて大巾に減収という結果を生じたのであります。而も旧制度の下においては、この上に三十三億地方交付税が交付せられていたものでありますから、現行の地方税制の下においては、大都市が平衡交付金に負うというような観念は、全く認識不足も甚だしいものと言わざるを得ないものであります。然るに又平衡交付金の算定基礎にも大きな欠陥があつた大都市の交付金は著しく減少したたのであります。即ちその基準財政需要額と称する標準行政費の算定に當つて、一般の市町村を対象としておるために、大都市の特殊な行政実態から、多額の市費負担を必要とする住宅費、失業対策費、下水道費、尿尿、塵芥処理費、大学教育費、河川費、公園費、

水害対策費等、更に大都市に特に認証の多い公共事業費について殆んど没却されて顧慮されないものであります。大阪府に一例をとりますと、二十五年政府認証公共事業の港湾費だけでも、すでに二億四千万円要しているにもかかりませす、港湾費の基準財政需要額というもので算定しますと、うとい、その十分の一、二千五百万円成つておるのであります。又大都市の人口が年々歳々一般の市町村とは比較にならぬ比率を以て膨脹して、大阪市の人口が殖えて宇都宮とか川口とか、或いは岸和田等の大都市が年々一つづつ殖えて行つておるような都合であります。且つ又大都市行政が道路、橋梁その他土木、保健衛生、産業経済、警察、消防等、おおむね中間の活動人口、即ち大阪府では約三百万人をその対象としておるにもかかりませす、基準財政需要額の算定においては、単純に二十五年度の国勢調査人口百九十五万人に測定しておるので、全く実態と乖離したものと相成つておるのであります。従つて今若し仮にこの基準財政需要額を以て、大都市が真に標準行政費とみなして実施いたしますれば、大都市の行政機能は忽ち傾倒してしまふことと相成りますことは明らかであります。かかる不合理極まる経費の算定によつて、大都市の収入が増加するものとして、実は過大財政力と称せられておるのであります。而もこのように誤つた架空の数字が、更に又大都市に対する起債許可額の逐年減少の理由とせられておるのであります。右のごとき誤つた根拠に立つて、大都

市過大財政力の見解の下に、お手許に配つた別表に示すような、その起債の許可額を低下しつつあるのは、誠に不合理極まるものと言わざるを得ないのであります。このままにして推移いたしますならば、たとえ我々大都市自体が、如何にその経費の節約、合理化に努め、その固有財産についてあらゆる増収策を講ずるとも、その財政運営に意を用ひましても、このような現行地方税制そのものの持つ欠陥、並びに平衡交付金、共済制度の運営方法の不合理性が是正されない限り、大都市財政の窮乏はいよいよその度を加えて、実質赤字は累積するばかりで、如何とも対処し得ないことになりまますので、これらの点につきましては、先般衆議院並びに閣議方面にしばしば陳情願書を續けておる次第でございます。さて財政問題が少しく長くなりましたが、右のごとき大都市財政の現状からして、今回の給与改訂財源について、如何に一般物件費の徹底的削減、事業収入の積極的増収策は勿論のこと、人件費の削減、事業の打ち切り等を考慮いたしましても、到底これは捻出することができず、而も現下の労務事情より、これを放置し得ない実情を十分に御察察の上、これが財源措置として平衡交付金の増額、並びにその合理的適正なる配分方法の改正、及び特別交付金の措置等につき、特別の御尽力をお願いして、是非ともこれが対策を仰ぎたいのであります。右長々と御清聴を煩はして有難うございました。何とぞ右陳述の事情を御了承賜りまして、国会として迅速且つ強力に格段なる御措置をお願いする次第であります。○委員長(西郷吉之助君) それでは午

前中に、時間もございませすので、もう一人藤沢市長の御意見を先に拝聴いたします。藤沢市長伊沢十郎君。○藤沢市長(伊沢十郎君) 私が藤沢市長の伊沢でございます。神奈川県におきまます中都市でありまして、人口八万六千、市制施行もまだ数年でありまして、一種の郡のような形態の都市であります。さて地方公務員の給与ベース改訂が、今の財政需要で可能であるかどうかというところに重点をおきまして、若干公述したいと思ひますが、全都市長会で二百二十四都市に對しまして、地方公務員の給与現状を調査したものがございまして、これは専門員のほうへ差上げてございませす、これによりまますと、政府、主として大蔵省が指摘しておりますように、若干政府公務員の給与ベースよりは高いのであります。が、これは先ほど来他の公述市に居住する公務員の生活実情から当然起つて来るものと私も理解するのであります。この調査によりまますと、政府公務員の八千五百六十九円以上の都市が六十六市、それ以下の八千四百以上という都市が五十四市、七千五百円以上が四十一市、七千円以上が二十五市、七千円未満が九市というところに相成つております。私のほうの市は九千六百八十円というのであります。やはりこの政府公務員より給与が高いというところに相成つておりまます。これはその理由はいろ／＼ありますが、若し政府公務員にして都市に勤者だけを調べれば、恐らく八千五百円を更に千五百円以上上廻るのではなからうかということの推測が成立するのであります。これは他の公述者から申

上げたところと同じような理由であらうと察するので、これを省略いたします。さて私の市におきましては今回政府公務員に行われまますようにベースアップいたすと仮定いたしましたれば、今のは当市の財政事情から見ますれば、今のところこの財源調査の見込は、地方財政委員会が本年度の平衡交付金の算定基準を算出したしまして、これによりまますと藤沢市は富裕の自治団体だということになつておるに相成るのであります。併しながらこの富裕都市であるというその当市の事情を申上げますれば、本年度の住民税におきまして、政府が昭和二十五年に所得税の減税をいたした結果、これに基きまして千七百二十三万円の減収と相成りまして、一面固定資産税の増徴が見られますけれども、それを差引きまして九百二十万円の減収の減が見られるのであります。然るに平衡交付金におきましては、昭和二十五年度は千三百九十九万四千円、或いは又更にその前に遡りまして配付税時代におきましては三千四百七十三万二千円あつたのであります。これが全然昭和二十六年年度の現状においては、ないこととありまます。この税収の減に加えて平衡交付金の減少によりまして、今の既定予算を賄うにさへも事欠くのであります。からして、到底ベースアップに伴う七百九十六万円並びに年末手当の六百七十六万円でありまます。同者合せまして、千四百七

これは先ほど市長さんのほうからお話
がございました通りに、二十四年度の所
得税から見ますと、二十五年年度の所
得税がかなり減つております。それで
昨年同様第一方式をとつた所では、
結局町民税の所得割がずつと減つてお
ります。私のほうのちつぽけな町で約
五百万円ばかり減つておりますが、そ
れと逆に又法人割が出て参りましたの
で、それが約百五十万円ばかりござ
います。これを差引きまして、三百
五十万円ばかりの減額に相成りま
すし、その他のいろ／＼財政の縮小
に伴います経費を入れますと、大体
五百万円ばかり当初予算を縮小しな
ければならぬことに相成るのでござ
います。一方におきまして、私のほ
うの町で約八十万円ばかりのベース改
訂による経費増がございます。それか
ら中学校の建築費の値上り等がござ
いまして、それこれを勘案いたしまし
て、次のような財政措置をとらなけれ
ばどうしても辻褄が合わないことにな
つてしまつてゐるのでございます。そ
れは二百万円ばかりの工費を見積つてあ
る小学校の建物を一棟の増築をやめて
しまふ。それから一つの保育所の建築
費、これが約二百万円ばかりございま
すが、これもやめてしまふ。それから
失業対策は今やつておりますものをこ
れを打切つてしまふ。そのほか役場の
改築費等を見積つておりましたのを、
これをやめてしまふ。こういうような
非常手段をとらねばならぬ、どうして
ベース改訂ができないというようにな
ることになるのでございますが、併し計算
はそういうふうに出ますが、二部教
授をやつてゐる現状におきまして、私
は財政が苦しいからもう一年……而も

四年も五年も二部教授をやつておりま
する部落の人たちにもう一年二部教授
を我慢してくれということは、如何に
も私としても言いにくい。失業対策で
四、五十人の人がどうやらそれで飯を
食つて行くことができませんものを、
かす／＼に御飯を食べて行きますこと
ができますものを、失業対策を町の者
の経費がないから今度やめてしまふと
やつたら、直ぐに生活保護のほうに転
落しなきゃならぬというようになん
ことを思ひますと、計算はそういうふ
うに案々とできますけれども、なか
なこれは実現が不可能だということ
に相成るのでございまして、私とい
ふの難局を打開して行くか迷う次第で
ございまして、ただこれは私の一存で
ございまして、私たちが町民のほうに、
実は法令に基かないいろ／＼な負担が
かけられております。例えば福祉事務
所ができません、その福祉事務所の配
下に福祉協議会というのが作られます
そうして半年なら半年だけの予算を勝
手に立てまして、三十万とか三十五万
とかいう予算を立ててその分組金を町
民のほうに押付けて参りますとか、農
業委員会ができませんとその連絡協議会
というようなのを勝手に作つて、そ
の経費を又三十万なり四十万を町民の
ほうに押付けて参ります。警察の後援
会もあり、或いは又司法保護委員の活
動も今のままではできないというの
で、又町民のほうに人口一人当り二円
なら二円という経費を押し付けて参りま
す。これらは決して法令に基いたもの
でもないし、私たちがそれに従わなく
てもいいことなんですから、全国の一
万の町村が結束いたしましてこうい

たものを職つてしまふは、これは或い
はベース・アップの費用が捻出できな
い限りではないかと思うのでございま
すが、併しもうなつた時に、果して今
までやつておりました……併し職りま
しても今年は大体の経費が支出してし
まつてあるんですから今年の間に合
いません。来年からは或いはどうやら
そういうようなことをいたしますと町
民の財源は確保できるかとも思ひます
が、今年はどうも大部分が金を出
してしまつたあとでございまして、な
ら、これも解決の方法としてとり得な
いというふうなジレンマに陥ります
ので、どういふふうにやつたらいいの
か殆んど決断が付かない実情でござ
います。で、私のほうでも、町でもそ
うございまして、これが村のほうへ行
きますとこれはもつ／＼ひどい。こ
こにも一つの例として千葉郡の椎名村
という村の予算書を持つて参りました
が、この中でも村の財政というものは
在りもう破綻してしまつておるんだと私
は考へております。と申しますのは、
千葉郡で十二カ町村がございまして、
このうちの十二カ町村を人口別に
しまして標準財政需要額と実際の二十
五年年度の決算額或いは二十六年度の予
算現計との比較表を作つて見ますと、
町のほうの人口五千以上の所の支出の
仕方と、それからそれ以下の支出の仕
方とは全然性質が違つてゐるのでござ
います。殊に人口二千五百ばかりの
小さな村へ行きますと全くめちやくち
やだといつて差支えないような支出の
仕方でございます。めちやくちやだとい
ふのは、めちやくちやに費用を余計使
つてゐるというのではなしに、ひどい
支出の不足なんです。例えば

教育費を見ましても、小学校の教育の
ほうに財政需要額で申しますと四十万
円ぐらゐこの村で使わなければなら
ないのに、現実に使つてゐるのは幾ら
ぐらゐかと申しますと、需要費が僅か
二万二千円でございます。その他の一
切合計を含めても小学校費として十二
万九千三百円しか使つておらないので
ございまして、それから中学校のほうの
費用、これには非常に多額になつてお
ります。五十三万四千八百円になつ
ておるのでございまして、このうちの
五十万円は校舎の建築費などでござ
いますから、それを除きますと僅かに三
万四千八百円というべらぼうなひどい
支出ぶりなんです。財政需要
額から申しますと、これは約三十万円
に相当いたしております。一体どうし
てこういふふうなひどい予算を作つて
いるかと申しますと、役場を維持する
ために、或いは農業調整委員会とか、
もうこれは農業委員会に移りましたけ
れども、そういうふうな法律で定め
られた委員会を維持するための経費が
村の財政の半分以上を占めちやつてお
りまして、従つてその他の自治体として
当然やらなければならぬほどの費用
に充てる財源がないのでございまして。
消防費なんか殆んど全部これは部落
負担になつてしまつてゐます。町村の
消防というものが今の建前でございま
すが、村でその経費が負担できないから
これは部落負担になつてしまつていま
す。学校のほうの費用は、当然需要費
等は役場が持たなければならぬので
ございまして、それが持た不得ないので
P
TAの会費のほうにお任せをしてしま
つてゐる、或いは土木費等につきま
しても同じようにこれが村民の奉仕によ

つてかす／＼道路を維持している、こ
ういふような事態でございまして、従
つて今後ベース改訂などをいたします
ときには殆んど支出の途がなくなつて
しまつてゐる。打切るべき事業もない
というふうなのが、これが村の財政の
現状でございまして、そういうふうな矢
先に平衡交付金等の増額等によつてこ
れを賄つて頂けませんければ、町村吏
員のベースを上げるといふことは、こ
れは到底できないことだと考へてお
る次第でございまして、是非皆様方の格
段の御配慮によりまして、今後町村財
政が維持できますように、是非御配慮
を頂きたい、こういうふうに考へてお
る次第でございまして、何分よろしくお
願ひ申上げます。
○委員長(西郷吉之助君) 以上の各氏
に対しては、御質疑をお願いいたし
ます。
○小笠原三三男君 大阪市長さんにお
伺したいのですが、まあこれは事務
的なことですから付いて来たかたの御
発言でも結構なんです、地方公務員
なら職員団体として市長さんと話合
できる、或いは電車や水道なら労働組
合として交渉権もあるのですが、警
察、消防のほうは何らそういう手だて
もないという場合に、仮に政府がこ
きめたからと言つても、地方の理事者
として、これらの警察、消防等の公務
員に対して給与を切下げた押付けると
いうことが実際問題としてできるもの
であるかどうかお伺ひします。
○参考人(中井光次君) 今のお尋ねで
すが、警察とか消防などの給与を下
げることを案際としてやり得るかとい
うお話ですが、てんで頭からそういうこ
とをやるという頭はございせん。

現在の給手はそう楽であるというわけではありませんが、それから又事実の問題としても今の組合のほうと変りませず市役所のいろ／＼の職員の間係を横に見まして、そうして消防なり警察官の或る一定のなががありますけれども、その横の關係を労務局で見るといふことをやつておりますから、若し今いろいろの御配慮によりまして、こういう処置が完全にとれば結構でありますから、それには又警察、消防同様にスライドすると思ひまするが、又どうしてもできないという財政上の問題に達着すれば、それに順応して行かなければならん。併し現在の給手を下げるとかいふような考えは毛頭ございませんし、又できもいたさなと思ひます。

○小笠原二三男君 もう一つ伺つておきますが、これは五大都市どこでも電車や水道があるわけですが、一般会計との関係は、過去のやり方から現在までどういう関係になつて来ているのが実態なのでしょうが。

○参考人(中井光次君) お答えします。電車、いわゆる交通事業、地下鉄、電車、バスというものは、それは交通局が所管いたしております、それから水道、この二つは特別会計になつておりまして、一般会計とは切離されております。そうしてそれ／＼が独立採算制をとつておる、こういうわけであります。そこで従前は例えば電気局などがあります。そこで大分に、配電が統制される前大分市あたりで非常に飽和状態の供給区域を持つておりますから割にいい収入があつた時代がありますが、そういう場合には若干の電気事業費の収益を一般会計に持つて来たことがありま

す。併し今日はそういうことは表向きは許されません。ただ併しこの諸掛りは許されますか、共通的の職員費とか何とかいうものについての何かいろいろきめがありまして、この負担は特別会計も当然一般会計に対してやつておる、こういうことになっております。

○安井謙君 先ほど港灣関係の府県の職員が市に編入されました場合の何を与給手についてお話があつたようですが、もうちよつと具体的にお願いしたい。

○参考人(中井光次君) 今のお尋ねでございしますが、これは今私手許に持つておりませんが、実例でございします。

御承知のように今度港灣法ができて、そうして横浜なり神戸の国港が市の管

理に移つた。そこで今まで港灣に従事されておつた數十名の人がそれ〴〵市役所に移つて行つた、こういうわけでありますが、その際における状況を先ほど申上げたのですが、つまり名目とは三号乃至五号の昇給をして市役所に入るのであります、でありますからなるわけですが、非常に低いということになるわけですね、一面を見ると……。然るに三号乃至五号の昇給をして市役所に入つた横浜乃至神戸の吏員が突収においてはそれでもまあ大体とん〴〵程度である。こういうことを申上げて、名目に出ておることだけでは御比較になるのが甚だ適當でないといふ实例を申上げたわけであります。と言うことは、横浜なり神戸の、或いは私のほうでもありますが、表面に出ている号俸というものの以外の収入がないのだと、こういうことであります。

○安井謙君 その具體的な実例が、その資料が何か……。

○参考人(中井光次君) それは横浜並びに神戸市よりお届けになったのが私の手許にあると思いますが、お届けいたします。

○安井謙君　その資料を一つ是非出して頂くように委員長のほうで御手配願いたい。

○小笠原二三男君 ついでですからこれに關連してお尋ねしますが、大藏省が平衡交付金問題で我々問ひ質した場合も、或いは地方財政委員会の意見書に對する反駁の中にも、地方公務員の給与が高いという実例、どこかの都市の市立病院長の給与が国家公務員である医者よりは随分高い、或いは都道府県の部課長の給与が中央の局長給にも

なつて高過ぎる。こういふようなこと
で、なお且つよく聞いて見ると東大の
先輩、後輩というような関係や何かか
ら迎つて来て、高過ぎて生意氣だと、
ういふような感じが大阪省あたりに
おるのじやないかというふうに受取つ
たのですが、この地方に人材を吸収す
るか、有能な人物を採用したいとかい
う人事管理上必要にして止むを得ない
措置として地方はこういうことも或
いはあるとすればあり得るのじやない
かと我々考えるのですが、そういう特
別的なことを以て全体を押し廻され
るにについては、まあどなたの御意見
もようございいますか、どういふお考
えを持つておられるか。

○参考人(矢柴信雄君) これはお話の
通りに大阪省はそういうことを一つの
例に挙げてるのでありますが、問題は
給与ベースそのものの問題でござい
まして、部課長の占める比率、特に部

比較をしておるのでありますけれども、全体の問題から言いましたらならば、給与総額の二割にも当らない、或いは一割にも当らないものにつきました。〇、五割にも当らないものにつきました。それが〇、五割のなお一割高いとかか二割高いとかいう話をしておるのであります。これは為にせんとして言っておるようで、私どもには考えられないのであります。それから実際にそれじやどういふに高いかという問題でございますが、これは只今病院長な

問題になりますと、やはり有能なお医者さんというものを、田舎のほうへやるということとはかなり困難のように思うのであります。神奈川県あたりに参りますと、例えば藤木県から神奈川県に

らん。逆に神奈川県から栃木県に有能なお医者さんを持つて行くとする。これは相当上げんで行つてくれない。こういう問題があるわけでありませう。これは田舎に行きまして、而も勤務地手当その他が悪い、而も田舎で環境も悪い。そういうところで辛抱するといふことで、有能なお医者さんが行つてくれないといふことがあるわけでありませう。その差は、やはり神奈川、栃木県とはは栃木県のほうがお医者さんの方給与が高いといふところから出て来る問題だと思ふのです。それから部長はなかなかにつきましてやはり同様の問題が今度は国家公務員と地方公務員という立場でやはりあると思ふのでございませう。一つの大きな責任を持ち、部下を何百人と持つてやはり一つのポストでございまして、それが地方の部長は中央の課長に相当するのだというような

ことを言つておるのには、それ／＼一歩由
の断定じゃないか、こういうふうにか
えるのをごさいます。何百人、例え
ば神奈川県の衛生部長というものは
九百人、約千人の部下を以つてやつ
ておるのです。それだけの部長が本
省の課長であるとか、三十人か四十
人集めて極めて小範圍の仕事をして
おるその課長と同格なんだ、こうい
う考へ方自身がおかしいのじゃない
か、こういうふうにかへる次第でござ
います。

○小笠原三男君 白鳥さんにお伺いしたいのですが、地財委のほうは大蔵省の調査に基いて五百七十六円というものをお千五百円から差引いて町村のベース・アップを考えるというふうな財源措置をするという意見書を出しておられるのですが、先ほどの七百何十カ町村かの調査から見ると著しく差がある、どういうところにそういう大蔵省側の調査の欠陥があるというふうに町村会の方はお考えになっておられるのか、その点第一点としてお伺いします。第二点としては、五百七十六円そのものの半年分で、先ほどの推定による二十二万何かというと約八億に近しい金がかかるわけですが、先ほどかからいる／＼の御発表の通り、私たちも町村財政は、特に貧弱な村等において、はひどいものがあると思うのですが、それで今後地財委のほうに對しては町村会の方はどういう働きかけをするをお考えであるか、その配分についてお伺いしたい。それから三点としては、私たち、まあ私は岩手県ですが、町村を歩いて給与の実態を調査して見ますと、旧態依然たるお手盛りの給与で、まあ何と言いますか功成り名遂げたと

うことについて何か今後とらるべき処
置について御見解ありましたらお伺い
いたします。

○参考人(白鳥義三郎君) 平衡交付金
の配分につきましては、かねて私たち
のほうも、こちら様のほうのお声もあ
りますし、地財委のほうに厳重に申入
れたいとおるものであります。幸い
昨年からは比増と約五十七億町村分
が全国として減つておるのであります
が、それは元へ戻してくれ、なおそれ
に多少の増額を認めるというようなこ
との委員長さんのほうからの言葉もご
ざいますので、それを私たち信頼をい
たしておるような次第でございます。

なおその配分につきましては、単位費
用なり、補正計数なりをいり、調べ
て見ますと、非常に不合理な点が露見
されましたので、その点も厳重に地財
委のほうには申入れるつもりであり
ます。その一番大きな不合理と申しま
すのは、一つの町村を運営して参りま
す、どんなに小さな村でも、或る一
定の費用というものは、コンスタントの
費用を要するものと思ひますが、そうい
つたようなものを全然見えておらないの
でございます。その他の行政費とか或
いは産業経済費とか消防費とか、そう
いったようなものを見ますというとい
いずれも、これを消防費のほうで申し
ますと、家屋の床面積に比例させると
か、或いは人口に比例させるとかとい
うようなことでもございまして、その町村
自治体を運営して行くことについての
基準の財政需要量というものは全然見
ておらないのでございます。これが私
たちとして誠に困ることでございます。ま
し、先ほどの例で申上げましても、私
のほうの町は人口二万五千ばかりござ

います。これで役場の費用が約七百
万でございます。ところが人口二万五
千ぐらいの私のほうから見ますと
約十分の一の村に参りまして、その
役場費が私どもの十分の一の七十万円
で上がるかと申しますと、決してそう
じやございませんで、それが百三十万
なり百三十万という金額がどうしても
要るのでございます。そういうような
ところに人口だけから判定いたします
と、その他の行政費というものが非常
に配分が不合理になる、そこに大きな
欠陥が……欠陥の一つがそこにあると
いうふうな考へております。なお又第
三号補正という、この地域別或いは地
域形勢別の補正計数がありまして、こ
れをあらゆる費目について適用して
おります。而もこれが大都市、特に甲
村、乙町村というふうな都市形勢のほ
うで、集落形勢のほうで比率を定めて
おりますし、又一級地、二級地から五
級地に至るまで、それ、計数を定め
ておるわけなんでありまして、その計
数が二乗されておるわけでありまして、併
し実際の経費から見ますと、決してそ
ういうふうな二乗に比例するような経
費でなしに、これは級地別なら級地別
の計数をそのまま捕捉になるとか、或
いは集落形勢による補正計数だけを拾
つて頂きますと、いずれかに一方付け
て頂ければいいんじゃないかと、そこ
に大きな欠陥があるのではないかと
いうふうにも考へております。それらの
点につきましては、今折角町村会とい
たしまして、実際の計数を拾い上げ
まして、勿論全国的な資料が今急に集
まりませんが、併し一つの郡なら郡を
集めまして、その間の傾向がはつき
り現われることではございますので、そ

れを計数のまとまり次第地財委のほう
に言つて、そして配分の基準と、今ま
での欠陥を是正して頂きたいというふ
うに考へております。

○委員長(西郷吉之助君) それでは時
間が経過いたしましたので、午前中は
この程度にいたしまして、午後は二時
から再開いたします。

午後零時五十八分休憩

午後二時三十四分開会

○委員長(西郷吉之助君) それでは午
前に引き続きまして再開いたします。午
後は四名の参考人の御意見を徴しまし
て、後に総括的に御質問を願ひます。

先ず全国自治体労働組合協議会書
記長松室悦弘君。

○参考人(松室悦弘君) 午前中の参考
人から、地方公務員の給与の改訂、そ
れから地方財政に關しまして種々述べ
られたわけでありまして、この参考人
の述べた中で共通しておる点は、やは
り大蔵省の計算によつていわれる地方
公務員の給与が高いというところは誤り
であり、且つ地方財政が逼迫しておる
という、この二つであつたと思つたわ
けであります。私もその二つの点に關し
ては全く同じ意見であります。ただそ
の大蔵省の計算なるものがどういふ点
によつて誤りである、杜撰であるとい
う具体的な点、それから俗に言われて
おりますところの地方公務員と国家公
務員の給与の均衡という、その均衡の
内容、それから地方財政の中に占める
ところの人事費の問題、これらの点に
ついて極く簡単に私の意見を述べてみ
たいと思つたわけでありまして、

先ず第一点の大蔵省の調査なるもの
が非常に杜撰である、不合理であると
いう点につきましては、その調査対象
なるものが各県とも係長は平均三名、
係員は事務職員が三名、或いはタイピ
スト、運転手というふうなものでは平
均して六名というように、係長が全職員
の四分の一、又係員は二分の一とい
うように極めて少率のものについて
抽出調査を行なつていふという点で
ございまして、我々の経験からいたしま
しても、やはり全国の都道府県の職員が
約三十万でございますが、少くともそ
の百分の一即ち一%の抽出調査は行な
つてもならなければ、大体間違いない
という資料は出て来ないと思つたわけ
であります。

第二点は、大蔵省は一律に各県の人
的構成を課長は三%、係長は二四%、
その他の七三%を係員というふうな推
計いたしましてそこから計算しておる
のでございまして、これを群馬県の例
にとりましますならば、このような大蔵省
の推計からいたしますならば、群馬
県は八名、課長は四十一名、係長は一
百十九名と相成るわけでありまして、こ
ろが群馬県の実際の課長は八名、課長
は四十一名、これは大蔵省と間違ひあ
りませんが、係長に至つては実に八%
三百四十六名と、大蔵省の計算よりも
七百七十三名も下廻つておるわけで
ございまして、こういたしますと、大蔵省
はいわゆる課長は一千三百五十四平均
政府職員よりも高い、又係長は一千二
百五十四平均一般係員は七百五十四高
いといふことを事実といたしまして
も、このように人的構成を係長の部分
を大蔵省が多く見ておるということに
よりまして、結局平均百七円という誤
差が生じて参ります。つまり大蔵省は

政府職員よりも群馬県の職員全部が平
均九百九十四高いといふ計算をしてお
るのであります。これは誤りでありま
して八百二円が事実であるといふう
に相成つて来るのであります。又鳥根
県と鳥根県の例を見まして、大蔵省
は、鳥根県は百六十四政府職員より
も低く、鳥根県は八百五十六円高い
といふように、双方の給与の間に一千二
十円という開きをつけておるのでござ
います。併しながらこれを我々のほう
の資料から見まして、本年九月鳥
根県と鳥根県の平均は、鳥根県が六千
五百五十四、鳥根県が六千五百五十四
と、僅かに四十五円しか違はず、又勤
続年数も平均十年でありましてこれは
全く同じであります。更に学歴、資格
というものを比べてみても、旧制の
中学並びに新制の高校を卒業してお
る者が鳥根県は四五%であり鳥根県は四
七%といふように大体同じ率でありま
して、鳥根県と鳥根県の間にその給与
の差がないといふように我々のほうと
しては計算しておるのであります。大
蔵省の計算によると一千二百円も違
う。つまり今申上げましたようないろ
いろ具体的な事実に基づいて大蔵省
の計算なるものが極めて杜撰である。
従つてこういう杜撰な計算によりまし
て、そうして地方公務員の給与が高い
からこれを切下げたいといふふうに至り
ましては、我々といひましてはどうか
しても納得できない、反対せざるを得
ないわけでありまして、

それで、従来地方公務員の給与が高
いといふことはいろいろ場合によつて
均が高いた言われており、このことか
ら地方公務員の給与が一般に高いとい

うふうに宣伝されておるのであります。これを本俸それから勤務手当又家族手当という面から見ました場合に、いわゆる七千九百八十一円ベースに切換えました本年一月一日現在によりまして、国家公務員は本俸が六千四百三十四円でございます。地方公務員は六千四百三十一円と九十四円地方公務員が下廻つておるわけでありまして、ところが扶養家族手当になりますと、国家公務員の場合が八百六十四円であるにもかかわらず、地方公務員が九百七十六円と地方公務員のほうが上廻つておるわけでありまして、これは国家公務員の扶養家族が平均一・七人であるにもかかわらず、我々地方公務員の場合が一・九人というふうに扶養家族の率が多いということに基因するわけでございまして、又勤務手当にいたしまして、国家公務員の勤務手当が八百二十四円であるにもかかわらず、地方公務員の場合が一千六百四十四円となつておるの、勤務手当の支給比率が国家公務員が〇・一一、つまり一割一分となつておるのに対し、地方公務員の勤務手当の支給比率が一割一分四厘というふうになつておるということに基因するのであります。それで總額といたしましては地方公務員のほうが事実上廻つておるのであります。これらはそのように扶養家族、それから地域給の給率が上廻つておる結果によるのであります。本俸そのものは決して上廻つていないというふうに思つておる次第でございます。又若し仮に二、三の県におきまして、大蔵省が言つておる通りに、給与が高いという所がありまして、これは政府職員と地方公務員の人事管理の面からいたしまして当然であるというふうに思つておるわけ

でございます。いわゆる役所流に言うところの榮進の率というものは、国家公務員の場合には多いのでございまして、又その他のいろいろ共済的な面も政府職員の場合が多いという実情であります。特にこの著しい具体例といたしましては医者が挙げられ、これは榮養士が挙げられるのであります。医者にいたしましては、事実上国家公務員と同じ級号俸では地方には来ないの、ありまして、どうしても優秀な職員には、適当なる職員を雇い入れる場合には、それだけ何らかの面において優遇しなければ来ないという事実があるの、地方公務員と国家公務員との均衡をこの給与の面において若干増さなければ眞の意味の均衡はとれないと思つておる次第でございます。

次に財政の問題であります。地方財政委員会、当初地方自治団体の一年間の昭和二十六年度の歳入とそれから歳出の差は六百七十五億と計算し、交付金を三百七十五億、起債を二百五十五億、それを以て財源措置とせよというところの意見を持つておつたやうであります。十月二十二日の意見書によれば、この差を四百三十八億とし、つまり不足額は四百三十八億と、而もその内容は先ほどから申し上げておりますように、都道府県の職員は四百六十二億引下げた額で、一千五百円より四百六十二億引下げた額で計算しておるのでございます。従来地方自治庁並びに地方財政委員会では、先ほど私が申し上げましたやうな理由によりまして、決して地方公務員の給与は高くないと言つておつたのにもかかわらず、今回の意見書によりましては、大蔵省の主張を認めまして、一千五百円からそれだけの金額を引いたものを以て今度の意見書の算出基礎としたことにつきましては、我々としては大なる不満を持つておるわけでござい

ます。このやうな給与改訂にいたしまして、今回の補正予算のやうに平衡交付金百億円の増を以ては到底できないことはここに贅言を要するまでもありません。我々といつたしましては、先ず二、三の例を申し上げますならば、給与に關しましては、例えば長崎県におきましては、超過勤務手当というものは一銭も組んでおらないという事実がございまして、若し私の記憶に誤りがなければ、例えば某省におきましては、一月平均二百乃至三百時間の超過勤務手当が見込まれておるといふ事実に対しては、長崎県では超過勤務手当は一銭も見込まれておらないという地方自治団体の財政事情であります。更に大分県は十二月、一年分の給料を予算化することができずに十一月だけ予算を組み、あとの一カ月はプランクにしておるといふやうな実情もあるのであります。従いまして地方財政の問題につきましては、只今の現状では非常に給与改善も又その他の面も困難である、従つて何としても平衡交付金又は起債の枠の拡大、増額といたつてこれに補つてもらいたいというわけでありまして、最後に私たちの組合の立場といたしまして、従来行政整理にいたしまして、又給与改訂の場合にいたしましては、しばしば人件費が多いといふことを言われるわけでありまして、併しなから組合の立場としては決してそのよ

うには思つておらないわけでありまして、例えば国家公務員の場合におきましても、当初予算におきましては約六千五百億、四百八十二億、つまり八〇程度が人件費であり、又地方公共団体におきましても、例えば大分県では、県の職員の人件費の占める率といふものは、僅か一五％に相成つておる次第でございます。それで一般の企業からいたしましては、特に戦後の日本経済の中におきましては、丁度我々の個人の生活の中におきまして、食費の占める割合が非常に多いのと同じやうに、人件費の占める割合が非常に多くなつております。で、健全なる企業形態といたしまして、全経費中約二五％乃至三〇％以内を人件費が占めればそれは健全な企業形態を示すものであるといふふうに言われております。で戦後はこれが四十、或いは四十五といふふうに非常に高率を示したわけでござい

ては、これを切下げて財源計算をいたしておるのでございます。このことにつきまして、私も再三再四地方財政委員会の野村委員長にも折衝いたしました際に、その答えをいたしまして次のように述べられていたのでございます。と申しますのは、決して現在におきまして地方財政委員会としては国家公務員に比して高いという論を持つておられない。ただ現在すでに平衡交付金が百億という極めて少額にとどめられたために止むを得ない措置としてそれを採用しておるにとどまつておるのだ、こういう答弁があつたのであります。なおこの点につきましては、過日の本院文部委員会におきましてその点の委員長の答弁が記録にとどまつておるはずでございます。以上のごときこの問題は単にその面だけをとりえて見ましても、決して正確なデータに基いた計数上の査定から生れて来る問題ではなくして、いわゆる平衡交付金を少額にとどめようとする政治的な方途から生れたものである、私もほかのようにこの問題を把握いたしておるのでございます。

然らば次に一体この大蔵省が高いと断定をいたしておりますところの調査それ自体の方式なり、或いはそれによつて出されたところの結論が果して妥当なものであるかどうかという点についてであります。私は先ず最初この高い安いが論じられておる問題の焦点が一体どこにあるかという点についていささか私見を申し上げてみたいと思つてあります。そも、これは午前中に公述をせられました公述人のかたからもその意見が出ておつたと思つてありますが、給与を比較する場合には、単に本俸のみの比較を以てこれが給与全般の比較である、こういう結論が出し得るものであらうかという点であります。少くとも私は給与を比較する場合に、その個人が受けるいわゆる給与と称されるすべて万般に亘つての内容全体のトータルにおいてこれを比較対照を試みるのでなければ、正確な真の対照比較にはならないといふことを考へておるのであります。一例を国家公務員の場合と私も地方の教職員の給与を例にとりまして、本俸或いは勤務地手当、家族手当といった面についてはそれ／＼の種類がございまして、ところが超過勤務手当という例を取上げてみました場合には、教員におきましては、現在私も町の町村によりまして、少くとも一日十時間以上の勤務をやつておるわけでありまして、それに対する超過勤務手当というものは何ら支給せられておらないのであります。又旅費等の面を眺めてみても、現在教職員におきましては国が定めた線が四千円でございますけれども、それが実際地方へ行つて各個人に渡する場合におきましてはいろいろの差引がありまして、実際は三千円乃至は二千円というふうな極めて少額にとどまつておるのであります。これを以て国家公務員に比します場合には、その少くとも数倍、或いは十数倍に上る旅費額というものが使途されておる例をまた私たちが使途されておる例をままたちとして見ると、これを上げてみましても、本俸のみの対比を以てこれをあたかも給与総額全体の比較である、かように論じますことは、たとえを申し上げますと、二匹の動物を比較検討いたします場合に、その

動物の大きさを頭で以て計つて、これはこの動物の大きさであるといういわゆるおとぎ話のような話に私は帰着するのではないかと、かように考へておるのであります。

第二に、ではこの調査の結論自体がどうであるかという問題でございますが、この点につきましては、いろいろ具体的な先ほどから各県の状況もその都度申されておりましたのでよくは申しませぬけれども、これを基本的に眺めてみますならば、やはり対比する国家公務員の側におきましては私は問題がある、それはいわゆる理論的な法通りのきつちりとした切替方式をとるところに必ずしも国家公務員の実際の給与を現わしておらないという点が、先ず国家公務員の場合の問題があると思つておられます。

次にそれに対比されるところの地方教職員及び地方公務員の、結論でございますけれども、これはお手許に大蔵省が調査をいたしました調査の資料を提示いたしておりますので十分御承知のことと思ひますが、僅かの数を以て抽出いたしました。而もその計算におきましては曾て千六百円ベース當時にそれ／＼の各県におきましては、従来の既得権を尊重するという立場におきまして、当時の給与を主管いたしておりましたところの給与実施本部との間の了解事項として認められたところのその県の妥当な給与をもこれは省いて計算をしておるところに、いわゆる合法的であるはずの給与が逆に切下げられておるのであります。そういう点におきましてこの地方教職員並びに地方公務員の給与の実態というものを現わした大蔵省の調査というものは、非常に統計的に申しました場合には僅かに七万名程度の数で以て膨大な地方公務員の全体を現わしておるといふところに問題がございまして、その計算方式におきましては先ほど申しましたように合法的な部面までを切下げておるといふ計算方式が非常に問題なのであります。これが具体的に現われましては、先ほどの公述人のかたからも言われましたように、各県において必ずしも勤続年数或いは学歴を対比される場合におきましては正確な数字が出ておらない、こういう点に帰着するわけでございまして。

次の問題でございますが、政府はこの財源計算に基きまして、なお地方に国が措置いたしました財源計算の方式に則つて具体的な給与措置をもそれに従はしめよう、かかる意図を以てこの切下げ措置の閣議決定をいたしておる点が非常に重要な問題でございます。なおこの十一月七日の閣議決定に基きまして、明くる十一月八日に地方自治庁から通牒として各都道府県に発せられましたこの通牒が非常に現在地方では問題を起しておりまして、特に私も教職員の立場におきましては、少くともこの通牒によつて具体的に今度のベース改訂においては三百七十五円も差引かれるのであります。こういう未だ曾て見ないような問題が出ておるのであります。少くとも地方自治の本旨に立脚いたしましたならば明らかになように、地方には地方の実情とそれに伴う独自の政策が存するのであります。国がみだりに干渉すべきではないといふことは当然であります。このことは今更私が喋々申し上げるまでもなく、先般来から行われておりますところの地方行政調査委員会の勧告にもその趣旨が明確でありまして、国と地方公共団体の権限というものはそれぞれ法に従うところによつて独立をしており、みだりに地方に対して国が主管すべき事項を委任する等のごとき行為は、これを避けなければならぬ。或いは地方自治を拘束するがごとき行為は、これを厳に戒めなければならぬ、かような事柄は常に地方自治の尊重という立場におきましていろいろの機会にとり上げられ、戒められておられる問題でございます。従つて今回のこの問題も如何に閣議決定の内容がそうではないと申すかというように否定的をいたしまして、現にその影響するところが現実の問題としてそこに給与の具体的な措置に介入しようといふことに相成つておる点を考えました場合には、明らかにこれは地方自治の本旨にもとるものでありまして、地方の措置すべき権限をも拘束をしておると、かように私としては論断せざるを得ないのでございます。このことは更にどうも申し上げますれば、画一的な中央集権制というものを非常に強化しようといふような具体的な現われであると、かようにも把握できるのであります。特に給与に關しましては、地方自治法の第二百四條及びその施行規定五十五條の第二項においても明らかにせられておりますように、国の給与の例に従つて地方の条例が定めらるゝという規定を設けておりました。又昨年の十二月に制定せられました地方公務員法の趣旨の中にも、その二十四條において明らかとなつておりますように、生計費並びに国及び他

の地方公共団体の職員、並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して、当該地方公共団体の条例において定める、こういう旨を明記いたしてあるものでありまして、更に教職員に關しましては、教育公務員特例法の二十五条の五に同様の趣旨が明確にせられてゐるのであります。この地方公務員法に言うところの趣旨は、他の条件を考慮しつつもその地方の独自性というものを固持しなければならぬ。そして公務員自体の生計費を考慮しつつ十分その地域の事情に合うごとく給与を決定する必要がある。単に国にすべて準拠すべきものであるというふうな事柄は述べておらないのでございませう。特に国に人事院の存在を認め、国家公務員に對しまして給与の勧告措置を行わしめてゐるごとく、地方におきましては、この地方公務員法において人事委員会を設置いたしまして、その地方独自の勧告を行い、給与の措置をとる権限を与えてゐるのでございませう。このことは当然地方にはその地方に適合した給与の措置の必要であることとを認め、公国圖一的であるということとを排除いたしておるものと私は考えるものでございませう。従つてこの人事委員会の勧告に先立つて、国が地方に給与の措置云々と述べるがごときは、これはすでに地方公務員法の趣旨を没却いたしてゐるものでありまして、人事委員会の存在というものを空文化いたしてゐるものである、かように考えるを得ないのでございませう。更にひるがへつて従来千六百円ペース以来順次二九、三七、六三又は現在の七九ペースと給与改訂が累次行われて参りましたけれども、その間にありまし

て法制的措置として再計算の措置をとられました以外には、かかる通牒で以て地方を拘束するなどということは未だ曾つて例を見ないのでございませう。而もそれ／＼に國に準拠して地方が独自に行つたというところに何らの支障も何らの不都合も生じなかつたというものが、現在までの給与の取扱に對する経過でございませうが、現在ではなぜかかる措置をあえてとるに至つたかという点については非常な理由が不明確なのでございませう。勿論地方財政の地方財政の窮迫状態を救うためというところを述べておられますけれども、併しなから地方の自治を侵害いたしまして地方の政策をゆがめて、そこに何の地方財政の救助であるというふうなおよそ私は本末を顛倒いたしてゐるものであると、かように考えざるを得ないのであります。従ひましてこのことは単に交付金の増額にとどめるための、先ほども申し上げました通り政治的な意図であり、而も何とか交付金を抑えようという彌縫策に出でた愚策である、かように考える以外の何ものも出て来ないのであります。

次に先ほど申し上げました地方自治庁の通牒なるものでございませうが、すでに十分内容の点につきましては御承知のことだと存じますけれども、ただこの通牒の意味それ自身が非常に不明確でございまして、而も意図するところから明瞭でありますけれども、文章から来るところの解釈については種々な解釈がなされるということは文章表現を見れば一目瞭然でございませう。従ひまして私どもといたしましては、過日地方自治庁の鈴木次長に對し直接この問題に對する折衝を行つたのでござい

ます。と申しますのは、内容の点について如何なる見解に基いて出したか、こういう通牒を發した鈴木次長の具體的解釈を得るためにやつたのでございませう。その結果鈴木次長が責任のある答弁と、又私どもと最終的に一致いたしました点をそれ／＼文書に取交わした点を申上げてみますならば次のように述べてゐるのであります。文書により私どもは確認をいたしておりますのでそれをそのまま讀上げてみたいと思ふのであります。

第一は、この通牒は國の財源措置についてこれを明らかにするためのものである、これが第一項の確認事項であります。第二項といたしまして、従つて文中の措置することというのは國の財源措置を地方公共団体に明らかにするということ意味である。即ちこの通牒に記載された以外に附加して措置することはない。この意味は、閣議決定の通牒の内容の中に次のような文言があるものでございませう。来るべき地方公務員の給与改訂については左に掲げる措置をとること。この措置をとることの意味が今申しましたように財源計算の内容を明らかにすることである。それ以外に何らの措置をも考へておらない、従つて今後この問題に對しては改めて通牒を發するとか、更に現在私どもがやつてゐる解釈以上に大幅な解釈をするとかということはしない、こういう点を文書により確認いたしましたのでございませう。

第三点といたしまして、以下その通牒の文面の中に次のような文章がございませう。今回の地方公務員の給与の改訂について、国がすべき地方財源措置は地方公務員の給与と国家公務員の給与基準との間の不均衡の調整を期待し、それを前提として計算されるものである。かような意味合いの事柄が記述せられておられますので、その給与の不均衡乃至調整を期待しということとは如何なる意味であるか、この点に對しては次のように確認をいたしたのでございませう。ということとは、國が財源を措置する場合についての記述であつて、地方の給与措置面についての記述ではない意味は、給与の調整を期待するということとは、決して地方にそれがやつてくれるであらうという期待の意図ではない、いわゆる國が財源を措置する場合に、措置すること自体が調整を期待したことで、かように地方の問題に觸れてゐるのではないということ以上のように、この点につきましての解釈が鈴木自治庁次長、並びに担当課長であるところの佐久間課長及び補佐官立会の上で確認をいたしたのでございませうが、若しこの通りであるとすれば、私どもとしては非常にこの通牒自体に對しまして、又閣議決定自体に對しまして大きな疑問を持つものであります。と申しますのは、以上のように単に財源計算の内容において明らかにするということ意味合でありますならば、何故にあえて閣議においてそういうことを決定する必要があるか。又自治庁通牒においてかようなものを都道府県知事に發しなればならない理由が存在するか。財源計算について明らかにするということでありませうならば、すでに十月十九日に地方財政委員会においては詳細な大蔵省の財源計算の基礎を都道府県知事に通牒で以て説明いたしてゐるのでありまして、あえ

てそのことについて地方行政の主管である自治庁が通牒すべき筋合ひのもではない。こと財源計算の問題でありませうならば、主管は地方行政委員会であつて自治庁の権限外のものである、かように考えますので、この点について何が故に意味合のない通牒を出す必要があるのかという点について、誠に私どもとしては不可解なことである、かように考へてゐるのであります。従つて自治庁が私どもに言明をいたしました内容とするならば、かかる通牒は不必要であるという点について、我々としてはこれを撤回すべきに至当ではないか、かように考へてゐるのであります。

更に又この問題に對しまして、決して地方にかかることを拘束するものではない、従つて地方公務員の給与を切下げるといふふうなことは考へてないのだといふふうなことをいふ／＼理由をつけて申しますけれども、この点につきましては先ほどから私が種々申し上げておりますように、如何に抗弁をいたしましても、實際問題としてその効果が発現されて地方の自治団体を拘束をいたしてゐるという点から考へてみましました場合には、明らかにこれは現在の教職員並びに地方公務員の給与の既得権の侵害でございまして、断じて私どもとしては許容できる筋合ひのもではない、かように考へるものであります。先ほど申し上げましたように、それぞれ各人の給与と申しますものは、從來い／＼な法的措置が行われましたけれども、ちなみに三千七百円ペース当時の、いわゆる關昇給云々の問題が提示されました場合においても、それが都道府県の知事の認める場合にお

いては決して聞ではない、明らかに合法的な給与措置であるということがその後の人事院の公開審査におきまして明らかになつてゐるのであります。かように給与の既得権といふものは如何なる場合においても非常に強く尊重せられて来たのが現在の給与の状況であります。如何なる理由に基きまして、従つて根拠不明なかかる意味合で以て死活に關する給与を切下げるといふことはこれは到底公務員自体として忍びないところでございます。又およそかかる措置は未だ曾つて見ないところである、かように私は考へるものであります。特に物価が上昇いたしましてインフレが進行してゐるさなかにおきまして、給与を引上げるという事とならざるが、切下げるなどという事は、如何なる国の歴史にも私はおおよそ例を見ないであらう、かように考へるものでございます。而もこの問題に對しましては、私どもとしてはかね／＼非常に問題であると思へましたので、種々意のあるところをそれぞれ主幹大臣に對しまして、特に地方自治庁の岡野國務大臣に對しましては、閣議決定せらるる直前の七日に種々意見を述べまして折衝をいたし、その結果決して既得権は侵害しない、給与は切下げを行わない、かような言明を私どもに与えたのであります。併しながらその翌日にその私どもに對する公約を一翻いたしまして、この措置を決定し而も通牒を發したといふことにつきましては、誠に私どもとしては遺憾に堪えないところであります。又給与の額の決定の問題でございますが、私は法に定められたこの給与の額の決定と同時に、従來給与と財政

というものは、その地方の教育行政なから教育行政という上に非常に大きな影響をもたらしてゐるのであります。その点において給与が一つの大きな意味の政策である、かように考へられてゐるのであります。例へてみますならば、山間僻地を多く持つところの地方等におきましては非常に多数の定員を要するといふ建前から、給与の問題よりもむしろともかく定員だといふ考へ方におきまして非常に多くの定員を無理して抱へてゐる所もありません。又都市におきましては、他産業と成いはその他のいろ／＼な企業との振合ひから給与がそれらに比較して低い場合におきましては、優良な教職員が確保できないといふ立場において、生計費とは若干離れた見地におきましてこの点に對して均衡をとるべく努力して給与の額を引上げてゐる例が少なくないのでございます。かようにこの給与の点におきましては、単に本俸が高い低いなどという点で決定せらるる筋合ひのものではないといふことは、すでにいろいろ／＼な例に徴して見ましても明かなところでありまして、これらは少くとも法に定められた点と加へまして今申しました政策、地方の産業経済機構、地勢、風土といったすべての点にこれは關連を持つものである。かように私どももいたしては把握いたしてゐるのであります。画一的であるといふが、ごとき考へ方は根本的に誤りである、それ自体が非常に実情にそぐわないものである、かように考へてゐるものであります。

又給与の面につきまして今回国の基準云々といふことを非常にやかましく申してゐるのでございますけれども、若しそのように国の基準といふものをあえて云々するならば、単に私は給与の面にとどまらずすべての問題に言及しなければならぬのではないかと、かように考へるものでございます。例へば今申しました教職員の定員を一例に挙げて見ますならば、現在教職員の定員は、国で定めた基準は公立の小学校におきまして一・五、中学校におきまして一・八でございます。ところが最近の地方の状況から見ました場合に、特に平衡交付金の少額といふものが影響して、地方財政が逼迫するにつれて、現在ではすでに国の基準を下廻ること二万名の多きに上つてゐるのでございます。若しこの基準云々を主張するならば、私は特に教育の面におきまして重要な定員について国はその基準を維持すべき措置をしなければならぬのではないかと、従ひましてこれは通牒を發するといふことも、あえて給与の問題と考へ合せてみた場合に不自然な措置ではない、かように考へるものでございます。恐らくこの面については何らの用意もしてゐないであらうと考へるものでございます。併しながらかくのごとく単に一方の面だけを取上げて、他の一方の面において、それを捨て去つたといふことは、国の政策といたしましては極めて首尾一貫しない方法である、かように私は考へざるを得ないのでございます。

最後に私は、現下地方公務員並びに教職員が置かれてゐる立場といふものをよく考へてみて頂きたい。即ち公けに奉仕するといふ立場に置かれておられますところの公務員は、昨年非常に私どももいたしまして問題としまして、た地方公務員法の制定に伴ひまして、幾多の基本的人権の制約がなされてゐるのでございます。又同時に職務に専念する義務といふものを負わされてゐるのであります。ところが半面その教職員を公務員を安んじて職務に専念せしめることゝの給与の措置面につきましても一体どうなつてゐるか。論ずるまでもなく明らかでありまして、現在においても七千九百円という極めて低いベースに釘付けせられておつて、朝鮮動乱以来の少くとも政府の発表によりますとも三〇％に近い物価の上昇の中に、殆んどその生活状況も破綻を來さんばかりの状況に陥つてゐるのであります。かかる状態に放置して置きながらあえて義務面のみを拘束しようとする、そういう現在の政府の政策に對して私は非常に大きな憤懣を持つてゐるのでございます。特に今國政府が國會に提出をいたしておりますところの予算案を見ました場合に、予備隊の強化を含むところの巨額な非生産的経費の支出と相待ちまして、資本蓄積を意圖いたしますところの龐大な投資をやつてゐるにもかかわりませず、こういう状況に置かれておりますところの公務員に對しては、僅かに千五百円の給与の措置しかとらないといふ方針のみをしか決定いたしておらないのであります。かような点におきましては、私どもとしては非常に残念に思つてゐるのであります。又この措置が単に國家公務員だけでありまして、地方公務員に至りましてはすでに本朝來、又從來から本地方行政委員会が多大の資料と多大の日数を費やされまして検討いたされまして地方財政の実態に對して大きく増額を要望されておりますところ

の平衡交付金に對しましては、僅かに百億といふ少額で以て打切つて、これを以て地方財政の穴埋めと稱して専断を糊塗せんといつてゐるのであります。かかる政策の上になお且つ今度は先ほど種々申し上げました切下げ措置を行わんとする、かような政策がそも／＼公務員に對する私は給与政策であつて然るべきかどうかといふ点について非常に疑問を持つものであります。ここに反大衆的な政策に終始をいたしてゐるという予算の基本的な性格が窺われるのではないかと、かように考へてゐるものでございます。私どもは今後少くとも幾面の問題といたしまして人事院が勧告をいたしました一万一千二百六十三円の獲得に向つて全力を挙げて闘つて行きたい、かように考へてゐるのでございますけれども、当地方行政委員会の各位におかれましてはどうか私どもの意のあるところを十分御察下さいます、この最低一万一千二百六十三円の實施とそれに伴う平衡交付金の所要財源を是非確保して頂きたい、かように念願いたしたもので、なおそれらに對する計数的な他の資料はお手許に配付をいたしてございますので、又機会を見まして詳細説明をいたしますとしまして、本日の私の公述はこれを以て終りたいと存じます。

○委員長(西郷吉之助君) 次は大阪市役所職員組合副委員長淺羽富造君。

○参考人(淺羽富造君) 淺羽でございます。本日は大阪市職員組合副委員長として全国の市町村の吏員の立場から意見を述べまして頂きたいと思へます。その前に、本日は参考人としてお呼び頂きました意見を述べる機会を与えて頂きましたことに對しまして、西

郷委員長を初め委員諸公に對しまして厚く御礼を申し上げます。

申上げるまでもなく日本国憲法におきまして地方自治が特に一章を設けて規定され、又地方自治法が制定されておりますことは、日本の民主化というものは地方自治の確立にあるといふところにその趣旨があると了解いたしております。併しながら地方自治の確立は地方財政の確立というその財政的な裏付けなくしてはあり得ないことは申上げるまでもないところでございす。然るに現在の中央集権的な財政制度並びに現在の政府の行なつておられるところの財政政策の誤りから地方財政は現在極めて窮乏な状態に置かれておりますことは申上げるまでもないところでございす。これの解決につきましましては、もとより税制その他の財政制度の抜本的な改革を必要とすることは勿論でございますが、併し当面する問題といたしましてはこの窮乏せる地方財政の実情から必要な地方における行政すらも滞滞をするという実情の上に立ちまして、何としても平衡交付金或いは起債の枠の拡大ということがどうしても必要であるといふふうに考へておるわけでございす。然るに去る十一月七日における閣議決定におきまして、先ほどから参考人も申しておりましたように、起債をも含めて二百億というような額を決定し、これを地方の給与ベースが国家公務員に比較して高いという立場から、それを勘案してベース・アップを考へるべきであるという趣旨のことを決定いたしましたことは、我々市町村の吏員といたしましては何としても了解に苦しむところでございす。我々といひまして

は、御承知の通り我々地方公務員の給与といたしましては、一万二千円がC、PSその他の点から割出して何とにしても必要であるという立場の上に立つております。又人事院におきまして一万一千二百六十三円の勧告を行つております。このたび政府が一千五百円のベース・アップをするといふことで進めて参つておりますが、仮にこれが実現いたしました場合におきまして、果して市町村の吏員に對しましてこの一千五百円すら果してベース・アップできるかどうかにつきましては極めて疑問なきを得ないものでありまして、恐らく不可能のことに属するところのことでございす。即ち現在のような平衡交付金の状態では到底なし得ないところでありす。大蔵省は市町村の吏員の給与は高いといふことを言つておられます。市町村が本俸といたしまして六千七百十五円、国家公務員が六千四百三十円、従つて二百八十五円というものが高い、こういうことを言つておりますけれども、併しその割出方は、先ほどの参考人も申しておりましたように極めて機械的な割出方でございまして、特に申上げたことは、市町村の吏員などというものはその土着の者が極めて多うございまして、従ひまして二十年、三十年という長い間その一つの市役所或いは町村役場に勤めるのでございまして、従つて勤続年数というものが極めて長い、又従つて平均年齢も極めて高いことは常識として明らかなところでございまして、そういう面を勘案いたしますならば、地方公務員の給与は決して国家公務員よりも上廻つてはおりないといふことは常識的にも明らかであるといふように

考へるわけでございまして、この点は私のみならず先ほどから大阪中井市長も申しておられましたし、又全国町村会長の白鳥氏も統計的な数字を挙げて、町村においては一千円程度低いのであるといふことを言つております。まさにその通りでございまして、小さい市或いは町村におきましては、現在八千四百円と言われておりますが、八千四百円はおろかまだ六千三百円ベースである市もございす。更に又例を挙げますならば、北海道の小樽市におきまして、同じ級であり、同じ号俸でありながら一割五分低い号俸をきめて、それを実施しておるといふ実情でございす。これは要するに市の財政が極めて窮乏しておるといふことがここに反映しておることは申上げるまでもないところでございまして、地方財政の窮乏並びにそれから来るところの市町村吏員の給与の低いといふことはこの一例によりまして明らかであると考えられるわけでございす。かくいたしまして国家公務員と比較いたしまして、地方公務員のベース・アップが、千五百円のベース・アップも国家公務員にできなかったけれども地方公務員にできないといふことに相成りますならば、市町村の吏員の立場が果してどうなるかといふことをどうか考へ頂きたいと考へるわけでございまして、御承知のようによ、市の区役所或いは市役所の窓口におきましては御承知のようにならなして並んでおるといふような状況でございまして、特別忙しい仕事もいたしておりますし、或いは又人が死んだ場合これに焼かなければいけない御坊のような仕事や、或いは国家財政の上から見ましても極めて重要なことで

ありながら、一番人に嫌われますところの徴税の事務、そういつたものもやっておりますのが市町村の事務でございまして、いわゆる第一線事務としての苦しい立場にある市町村の吏員が国家公務員の一千五百円、我々の納得できないところの一千五百円のベース・アップをも、財政的な事情からできないといふようなことに相成りますことは、これは知事の代表のかた、或いは市長代表のかたも申されておりましたように、極めて残酷なものと言わざるを得ないのでございまして、大蔵省当局が地方公務員の給与が高い、ということも、実を申上げますと平衡交付金を減らさんかために、逆に地方公務員の給与が高いのであるといふ理窟をつけて来たものであつて、決して高くもないし、又それと不均衡な姿において今次の改訂がなされるということとは、我々市町村の吏員といたしましてはどうしても納得できないことに属するわけでございす。たとへば千五百円ベース・アップができましたといたしまして、決して実質的な賃金の向上にはならないのでございまして、御承知のように電気料、或いはガス料、交通費、通信費等の値上りによりまして、仮に千五百円のアップがなされても決して実質的なベース・アップにはならぬといふことになりす。然るにこの最も我々の納得できない千五百円ベース・アップでございまして、それは残酷であるといふこととまじりませう、そういつたようなものの不平の爆発が起らないといふことも必ずしも保証できないと考へるわけでございす。要するに大蔵省を中心とする政府当局の地方公務員の給与が高いと

いふことは全然誤りであるといふこと、これは我々だけに先ほどから言われました知事代表のかた、或いは市長代表のかたの御意見とも一致しておるところでありまして、我々組合関係の立場から申上げることではないのでありまして、その点もどうか御勘案頂きたいと考へるわけでございす。又危機に瀕するところの地方財政の点から考へまして当面平衡交付金の増額は何としても必要なことであると考え次第でございす。今、日本は御承知のように米ソ対立の冷たい中に立たされておるわけでございす。この中にあつて、再建途上にある日本の将来といふものに我々としても考へを及ぼしておるわけでございす。そういつた日本再建の立場からいたしまして、市町村の吏員にそういう不平を爆発せしめるがごとき事態を招来することは、皆さんと共に深く考へてみなければならぬところであると考へるわけでございす。なお率直に申上げて、我々といひましては常に公正な立場から御判断を頂いておられますところの参議院に對しまして、特に我々としては期待いたすわけでございまして、これをおいてはかたに我々の期待するところはございませぬ。従ひましてどうか地方行政委員会が特にその側に當られておりますので、どうか公正なるお立場から御判断を頂きまして、平衡交付金を増額することによつて危機に瀕する地方の情勢を救うと共に、国家公務員との間のベース・アップの不均衡を来さないうように御努力を頂きたいと考へるわけでございす。この点につきまして各

と、この事実を全く否定するような、地方公務員の給与は高いのだという結論を出そうとしている。又地方自治庁の先般七日の閣議で定まりました各地方公共団体に発した通牒に基づき、給与の不均衡を調整するということを国が期待している、こういうふうな言われているわけであります。大蔵省の統計を基準にしてこういうような結果になりますと、私どもの現実の問題とは非常に異なつたものがここに現れて来るということになるわけであります。これは前の参考人もそれ／＼この点を指摘されたと思ひますけれども、私どもの場合は、電車を運転するといふ立場から行きますと、多い所におきましては、係長が六百人からの車掌運転手を抱えているわけであります。係長の所長一人に対して六百人からの者を抱えている、少い所においても百人からの者を抱えている、こういうふうな構成にあるものを、大蔵省が資料としてつたような抽出方法によりまして統計をとりますと、実態と非常に違つて来るということを私は申し上げたいのであります。而も先ほど申し上げましたように、この統計が私どもの実態に合わないということを強調すると共に、従来我々がきめて来ている給与といふものは双方が納得できなかつた給与であつて、これは尊重されなければならぬ。而も基準としては、国家公務員が昇給するときに同じような昇給をさせる、昇格するときに同じようにさせる、こういう地方自治法の規則に基づきまして国家公務員に準ずるといふ立場で来ているのであります、今回大蔵省の言うような、地方公務員は高いのだからこの際下げ

ろ、給与の切下げをやるといふことに對しては、従来私どもがこの納得するの給与に出来るまでに幾人かの首切り犠牲者を出して闘つて来たこの給与が、打破されるということになると、恐らく電車の車掌、運転手、軌道の電気技術者、こういうふうな交通職員にとつては納得できないものとなるであらうと私は考えるのであります。どうぞ地方行政委員会の皆様方におかれましては、従来得られた私どもの納得する給与の現状を尊重して頂き、大蔵省が地方自治庁の権限によつて給与を左右することのないように、一つ地方行政委員会のお力にお願いしたいと思います。そこで私どもも公営企業の経済に平衡交付金が関係があるかと申しますと、平衡交付金そのものは何ら関係を持つていないわけであります。併し現状におきましては先ほどから申し上げましたように、平衡交付金というものの関係において一般職の給与が先ずきめられる以上、平衡交付金の額の問題との関連において我々が現在規制されておる、これは動かすことのできない事実でありまして、私どもは平衡交付金によつて独立採算制という形がとられてゐる限り、平衡交付金に直接の関係は持たないものでありますけれども、平衡交付金の額如何が私どもの給与を左右するといふ現実には動かすことのできないものと考へてゐるわけであります。さういふ意味から前三者がそれ／＼発言されましたごとく、交通といひましたも平衡交付金の増額という点についてよろしくお願いを

いたしたいと考へるわけであります。地方自治庁の通牒に対する我々の反対の見解、或いは大蔵省の統計の中に隠されてゐる／＼な不備、不満については我々はたくさん指摘する点があるのでございませうけれども、前三者と／＼重複する点がありまゝです。どうか私は私どもが今まで得られた既得の権益、こういうものを尊重して頂きたいといふことを切に希望いたしますして私の公述を終ります。○委員長(西郷吉之助君) 以上をもちまして参考人の意見の開陳を終わりますが、なお大蔵省の主計官が見えておる、なお大蔵省の主計官が見えておる、御質疑をお願いいたします。地方自治庁の鈴木次長も今参るそうでございます。では大蔵省の主計官が見えておりますから御意見を伺います。○説明員(白石正雄君) 地方公務員の給与についての意見でございします。が、地方財政平衡交付金の算定におきまして、今回地方公務員の給与改善に要する経費として見積りました金額は、第一次改訂分が三百十二億圓、第二次改訂分が八十二億圓と、かように相成つております。その根拠といたしましては、府県庁の一般職員につきましては、第一次改訂分が一人当り千六百六十圓、第二次改訂分が八百四十八圓、合計いたしました二千五百八十八圓、合計いたしました二千五百八十八圓、教職員につきましては第一次改訂分が二千四百十四圓、第二次改訂分が千二百五十一圓、合計いたしました三千三百六十五圓と相成つております。で第一

次改訂分につきましては、御承知のように千円ベース・アップといふことを基準といたしまして給与改訂法が作成せられたのであります。が、国家公務員につきましてはその結果は約千二百圓ほどのベース改訂となりまして、当初の千円におきましては財源が不足したわけでありました。このときにおきまして地方につきましては千円ベース・アップの財源が非常に少いということがやがてましく論議せられたわけでありまして、従ひまして大蔵省といたしましては、地方の給与の実態を調査する必要があるといふ意味におきましてその実態調査を実施したのであります。その結果は先ほど申し上げましたように、約一人平均府県庁の一般職員については千六百六十圓、教職員については二千四百十四圓といふベース改訂になつておつたわけでありまして、この事實は正しく地方職員が国家公務員の一般に比較したしまして、そのベースが割高であるといふことを示しているものと考へられるのであります。と申しますことは、御承知のように第一次の給与改善の法律は下よりも逐次上になるほど引上額が大きかつたわけでありまして、ので、従ひまして地方公務員のベースが高いといふことが、その一人平均額が現実が高かつたといふことを現わしている。従ひましてこの当時におきましては、第一次の議論があつたわけでありまして、第一次のベース改善をそれ自体におきまして、国家公務員と比較して高い分につきましてはその財源措置をなすべきではなからうといふ議論もあつたわけでありまして、併しながら現実になされたところのベース改善につ

ては何らかの財源措置をなさなければならぬといふ見地に立ちまして、この第一次分につきましては実際をそのまま認めてそれだけの財源措置をするといふ方針で進んだわけでありまして、併しながら第二次の改善の時、いわゆる千五百圓ベース・アップに當りましては、国家公務員との権衡を考慮してその間の調整をなすといふ意味におきまして財源措置がなされたわけでありまして、従ひまして第一次の給与改善のときに国家公務員との権衡を考へて調整をなした場合よりも多くの財源措置がなされてゐるといふことは、第二次給与改善がなされるまでの六カ月分においては、最初に調整をなすよりも、第二次の引上げのときに調整をする際は多くの財源措置がなされておるといふ結果になるわけでありまして、従つて第一次、第二次を合計いたしますと、先ほど申しましたように一般府県庁職員につきましては二千五百八十八圓、教職員につきましては三千三百六十五圓といふ給与改善費を見込んでゐるわけでありまして、国家公務員に比較いたしますと考へるわけでありまして、然らばこのやうな地方公務員の給与の実態に對します調査が如何になされたかといふ点であります。これにつきましては……○中田官雄君 話の途中でありますが、地方公務員の給与をどうするかという問題は、平衡交付金の額がどれだけだかと思ひます。従つて我々といひましたは百三十数万に上りますところの公務員に對して、大蔵当局が精密な調査をされたやに承つておるのですが、

あちこちで要約したものは頂いておりますが、我々もいたしましてはできるだけ、作務的だとは申しませんが、加工をしない生の正確な資料を一応提出して頂いて、それを基本にして大蔵当局の説明を承わり、そうしてその調査が統計学を示すような確かさを持つかという判定に基いてそれから質問したいと思ひますので、一つ大蔵当局が調査されました正確な数字だけ加工しない生の資料を提出して頂いてから質問をやるように、非常に重大だと思ひますので一つ委員長においてお取計らい願ひたいと思ひます。

○委員長(西郷吉之助君) では只今の中田委員の御意見がございましたが、御異議がなければさうに取計らいたいと思ひます。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(西郷吉之助君) では大蔵省に對しまして今中田委員が言われまして通りの資料を早速に御提出になるよう希望します。

本日の参考人に対しまして御質疑がございましてこの際お願いしたいと思ひます……では参考人のかたに對する質疑はこれで終了です。いろいろ有難うございました。

なお皆さんにお諮りいたしするが、先般理事会を開きまして決定した事項を御報告いたします。

その一つは御承知の通り先般愛媛県におきまして八幡浜の事件と申しますか、街頭録音におきまして警察との間に問題が起きておるのであります。その問題を取上げますかどうかにつきまして理事会で諮りましたところ、理事会では取上げるといふうなことにきまつたのであります。この問題に

つきまして改めて委員会にその点を御諮りいたしたいと存じます……御異議がなければ理事会で決定いたしました通りこの事件を取上げたいと存じますが、皆さんの御意見を伺ひます。理事会の通り決定することに御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(西郷吉之助君) ではさうに取計らいたいと存じます。

なお四国でございまして本日決定の上、二日ほど間を置きまして、本日は十三日でございまして、来る十六日金曜日にこの八幡浜の事件を取上げたいと存じますが、御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(西郷吉之助君) なおその際証人として喚問すべきものを大体ここに予定しておりますので御参考供にします。愛媛県西宇和郡喜多小学校教員田原喜平君、これはその際質問した当人でありまして、八幡浜警察署長、八幡浜市公安委員長、松山中央放送局放送部長、日本放送協会編成局長、同編成局社会課長、この社会課長は放送局から特に希望しておるのであります。以上が関係者であります。政府側といたしましては大橋国務大臣、辻国家公安委員長、齋藤警察局長、小畑全国自治体公安委員会連絡協議会長、田中自治体警察連絡協議会長、以上大体ここに予定いたしておりますが、御異議なければ今申上げました連中を証人又は参考人として召喚いたします。御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(西郷吉之助君) なおこの際更にお諮りいたしするが、今申上げ

ました中には第三者は入っておりませんが、第三者の問題については如何いたしますか、御意見を伺ひたいと存じます。

○小笠原三男君 相当人数の証人でありまして、第三者は一応必要なしとしてやつて頂きたいと思ひます。

○委員長(西郷吉之助君) 只今小笠原君から多数であるから第三者は必要なしという御意見がございましたが、御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(西郷吉之助君) 御異議ないと思ひます。では今委員長が申上げました人に限りまして証人とし或いは参考人として当日出席してもらうことにいたします。

なお次の件は同じく理事会におきまして自由党のほうから御希望がございまして、例えば五大都市の警察消防等の起債の問題が御承知のこととほとんど許されませんので非常に困難を來たしておる。なお一般の長期起債につきましても御承知の通り目下審議中のものもございましてそれが不十分でございまして、補正予算と融合せまして本委員会において特に地方一般の長期起債について取上げてもらいたいので、こういう問題がございまして、理事会ではそれを決定いたしました。したが、理事会の決定通り本委員会において取上げること御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(西郷吉之助君) 御異議ないと思ひます。ではその問題につきましては十六日の金曜日に八幡浜事件を取上げますので、その以前、明日から、只今本日意見の開陳がございました給

予ベースの問題、この問題につきましては先ほど中田委員より大蔵省に對し精密なる科学的調査をなした大蔵省の資料を取寄せて上で質問をしたい、という御意見がございましたので、本日大蔵省に至急提出を求めましたその問題と起債の問題を十四、十五取上げたいと思ひます。さう取計らうことに御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○中田吉雄君 折角大蔵当局からお出でになりました御説明の腰を折つたやうなことで大変恐縮ですが、資料も頂かずして滔々と弁せられても却つて我々が巻き込まれてしまつてそうかなと思つたりする大変です。私としてはこの問題はやはり統計学の確かさ、確率を見るためにはやはり大量観察の原理によりまして、どれだけの全体の数のうちのどういふ選り方をしたかという基本的な問題にからんでくると思ひますので、一つ厄介だとは思ひますが、さつき申上げましたやうにできるだけ加工せずに生のままで一つ出して頂くこと、それをお願いしたいと思ひます。例えば平衡交付金の地方係ですか、この地方財政の困難は平衡交付金の配分方法に非常原因があるということ、おのずから各県に對する配分方法が決定されて自治庁、地財委には示されたやうに何うのですか、そういうものを頂かずに我々としてはただ雲をつかむやうなことで判断せざるを得ないので、一つ問題の所在をはつきりするのために、我々は必ずしも大蔵当局に殊更に反対しようとしてではないわけですから、一つ委員長のほうからも特別にお願いして頂いて

できるだけ詳しい資料を頂いて、一つ誤りのない判断をするようにお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○委員長(西郷吉之助君) 大蔵省に願ひいたしますが、今重ねて中田委員より御意見がございました通りでありますから、早急に大蔵省の調査された資料の御提出を求めたいと存じます。

なお今の委員長がお諮りいたしました通り十四、十五日は本日の給与改訂の件並びに一般長期起債の問題、十六日金曜日は八幡浜事件、さうな以上のこと決定いたします。

○小笠原三男君 先ほど参考人を喚んで事情を聴取した目的は、やはりこの平衡交付金の増額の問題にからむと同時に、一般の物価騰貴にからむ国家公務員の給与ベースの改訂と、地方公務員とはやうばり公務員平等の原則に立つて不当なものであつてはならないという建前から御意見を伺ひ、又調査もして来たという点にあらうと思ひます。従つて明日からこの問題を委員会として政府側に質問を展開するにしまして、それは自治庁、地財委、大蔵省の関係者に出て頂かなければならないと思ひますので、その点は特に希望しておきます。而もこの大蔵省のほうにおいては、この調査の資料が閣議決定にまで行き、又今回の地財委の平衡交付金要求の重大な計算の基礎ともなり、予算における平衡交付金決定の算の基礎になつておる重要な問題でありますから、従つて白石主計官も御苦労をかけてことにおいで願ひいたしますけれども、この調査をしたほうが大蔵省主計局給与課であるならば給与課の課長といふうな、或いは主計局長といふうな

うな責任のあるかたに御出席を願わなければ、単に技術的な操作の問題だけでなしに、この資料の使い方について聞きたい点がありますので、そういうかたに、揃って御出席になるように特段なお取扱いを願いたいと思ひます。

○委員長(西郷吉之助君) なお只今文部省より関係官が参りましたが、先ほど来の各員の御意見に従ひまして明日から大蔵省の資料の提出を待ちまして改めて関係官の出席を求めたいと思ひますが、さう取計らうことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(西郷吉之助君) ではさう取計らいます。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十二分散会

十一月九日本委員会に左の事件を付託された。

- 一、野球入場税設定に関する請願(第七一〇号)
- 一、平衡交付金増額等に関する請願(第七三三三号)(第八二六号)
- 一、地方税法中電気ガス税一部改正に関する請願(第七七〇号)
- 一、町村議会議事局設置に関する請願(第八〇九号)
- 一、東北地方都市の財政拡充強化に関する請願(第八二四号)
- 一、五大市の平衡交付金増強に関する請願(第八二五号)
- 一、平衡交付金増額に関する請願(第八二七号)
- 一、ルース台風による災害復旧費地元負担額全額起債認可の請願(第八三二二号)
- 一、合併町村に特別平衡交付金配分の請願(第八三七号)

一、営業用トラックの自動車税軽減に関する請願(第八四七号)

一、地方財政確立に関する陳情(第一四六号)(第一八七号)

一、平衡交付金増額等に関する陳情(第一四七号)(第一八五号)(第一八六号)(第一八七号)

一、電気関係の償却固定資産税の独立反対等に関する陳情(第一五五号)

一、自治体警察に関する陳情(第一八四号)

一、自動車税引上げ反対に関する陳情(第一八九号)

一、自家用自動車税引上げ反対に関する陳情(第一九〇号)

第七一〇号 昭和二十六年十月二十六日受理

野球入場税設定に関する請願

請願者 東京都中央区木挽町四ノ三セントラル野球連

盟会内 松島鹿夫外一名

紹介議員 愛知 一君

現下のプロ野球の経営困難は、十割の入場税にあるから、これが打開のため、一般興業事業に対する入場税と區別して野球入場税を新設し税率を二割に軽減せられたいとの請願。

第七三三三号 昭和二十六年十月二十七日受理

平衡交付金増額等に関する請願

請願者 山口県小野田市長 堀井伊介外一名

紹介議員 栗栖 超夫君

地方財政確立のため平衡交付金の増額ならびに起債の緩和について、適切な措置を講ぜられたいとの請願。

第七七〇号 昭和二十六年十月三十日受理

地方税法中電気ガス税一部改正に関する請願

請願者 東京都千代田区霞ヶ関三ノ四ノ三日本化学工業協会内 原安三郎

紹介議員 小野 義夫君

産業用電力およびガスに対する課税そのものの全面的廃止は、その消費税的、二重課税的性格よりみて妥当と考えられるから、原則的に免税とせられ、ともにもし産業用電力について種の関係で免税が不可能の場合は電力を原料のように使用し、電気料金金負担がいちじるしく大きな電解、電工工業製品、ならびに輸出入貿易上重大な影響の及ぶもの、および肥料等、国民生活に直接関係のあるものや重要基礎物資と見なされるもの等は非課税品目とするよう現行の地方税法を改正せられたいとの請願。

第八〇九号 昭和二十六年十月三十一日受理

町村議会議事局設置に関する請願

請願者 鹿児島市山下町三七鹿児島町村議会議長会内 高野季信

紹介議員 西郷吉之助君 佐多 忠隆君

わが国民主権の基盤である町村議会の自主確立と使命の完遂、運営の円滑を期するため、地方自治法第一三八条第二項を「市町村の議会は、条例の定めるところにより事務局を置くことができる」と改められたいとの請願。

第八二四号 昭和二十六年十月三十一日受理

東北地方都市の財政拡充強化に関する請願

請願者 宮城県仙台市長 岡崎 榮松

紹介議員 油井賢太郎君

東北地方の都市は、積雪寒冷による迫害と交通通信の未発達によつて、行政事務執行についての財政需要が、いちじるしくかきみ、また地方財源の窮乏は、事業の繰り延べ、翌年度支払の繰延等の非常措置によつてようやく決算の辻つまを合せている実情であるが、本年度においては、給与ベース改訂、公共事業費の増加、政府施策に伴う地方負担の増額等によつて、都市財政は崩壊の寸前であるから、東北地方の都市財政救済のため適切な措置を講ぜられたいとの請願。

第八二五号 昭和二十六年十月三十一日受理

五大市の平衡交付金増額に関する請願

請願者 名古屋市長 塚本三外 四名

紹介議員 西郷吉之助君

五大市の財政状態は、ややもすれば余裕あるかのごとく誤り伝えられているが財政の窮乏は本年度に至つて正に極点に達したの感があるから、地方財政が全国家計の一環を担担している現状に照し、かつまたとくに五大市がわが国力に対して担担義務と責任を充分考慮せられ、さきに地方財政委員会設置法第十三条に基き提出された額まで地方財政平衡交付金、補助金および起債額を増額せられたいとの請願。

第八二六号 昭和二十六年十月三十一日受理

平衡交付金増額等に関する請願

請願者 東京都千代田区平河町二ノ六全国市長会内 金刺不二太郎外三名

紹介議員 西郷吉之助君

本年度補正予算案には、国政万般の真の実施に当る市町村財政の窮乏がほとんどかえりみられていない。このまま推移すれば、六三制校舎改築、失業対策事業等市町村民が切実に期待を寄せた公共事業は、国の認証を得たにもかかわらず大部分実施不能に陥り、また国家および府県公務員の給与引上げにかかわらず、独り市町村職員の給与改善は不能のまま放置する外なくかくては地方行政を混乱に陥れ重大なる社会問題への誘因ともなるから、平衡交付金補正予算を府県市町村を合して二百億円と修正せられかつ地方債を二百億五十五億円とせられたいとの請願。

第八二七号 昭和二十六年十月三十一日受理

平衡交付金増額に関する請願

請願者 鹿児島市山下町三七鹿児島町村議会議長会内 高野季信

紹介議員 西郷吉之助君 佐多 忠隆君

ルース台風により、鹿児島県下の全町村は町村税の大減収、災害応急費の膨大な支出等により町村の財政は根底からくつがえされ、今後顧るべき財源は特別平衡交付金以外にはないから、地方財政特別平衡交付金を増額せられたいとの請願。

第八三二二号 昭和二十六年十月三十一日受理

ルース台風による災害復旧費地元負担額全額起債認可の請願

第八三七号 昭和二十六年十月三十一日受理

請願者 鹿兒島市山下町三七鹿

児島町村議会議長会

内 高野季信

西郷吉之助君 佐多

忠隆君

ルース台風による鹿兒島県の市町村の公共施設の損害は実に三十八億円にも達し、これが復旧には地元においても約十八億円の巨額を負担することになり、破たんの危機にたつた地方財政では到底不可能であるから、今次災害復旧費の地元負担額は全額起債を認可せられたいとの請願。

第八三七号 昭和二十六年十月三十一日受理

合併町村に特別平衡交付金配分の請願

請願者 福岡県浮羽郡浮羽町長

田中致太

紹介議員 野田 俊作君

合併町村に対する平衡交付金の普通交付金は、現法により減少し、さらに合併のために生じた諸事業は当てるべき財源としての起債は別段有利点がなく、このままでは崩潰の外なき実情であるから、国の方針により合併した町村の育成のため、特別平衡交付金を配分せられたいとの請願。

第八四七号 昭和二十六年十月三十一日受理

営業用トラックの自動車税軽減に関する請願

請願者 東京都中央区銀座東一

ノ二日本トラック協会

内 阿由葉幸司外一名

紹介議員 高木 正夫君

トラック事業は、公共的事業の一環として国民経済の基礎をなしているが、現在のように重税が課せられては、産

業貿易の振興および民生に重大な影響を及ぼすから、営業用トラックに対する自動車税の標準税率を一台年額五千円程度とされたいとの請願。

第一四六号 昭和二十六年十月二十一日受理

地方財政確立に関する陳情

陳情者 栃木県芳賀郡物部村議会議長 小宅栄

地方自治今後の発展は、地方行政調査委員会による行政事務再配分に関する勧告の実施にまつところが極めて大きい、地方財政窮乏の現状にかんがみ、事務再配分と表裏一体をなすよう適切妥當な財政措置を講ぜられたいとの陳情。

第一四七号 昭和二十六年十月二十一日受理

平衡交付金増額等に関する陳情(四通)

陳情者 山梨県北都留郡富沢村議會議長 石井弥一外四名

政府は平衡交付金の配分について、府県の方に重点を置き、国民生活に直接関係のある町村財政に關心を保持していないのは遺憾である。しかし町村自治は財政の窮乏によつて公共事業をはじめ、町村道の管理維持、医療保険施設の放棄等憂慮すべき実情におかれてゐるから、平衡交付金の増額ならびに起債の拡大の措置を講ぜられたいとの陳情。

第一五五号 昭和二十六年十月二十一日受理

電気関係の償却固定資産税の独立反対等に関する陳情

陳情者 長野県西筑摩郡福島町役場内長野県西筑摩郡町村

会内 松原重良

政府においては、地方税制の改革を企図し、その中で電気関係の償却固定資産税を発電施設税の特殊税目によつて、一般固定資産税から独立させ減税の上県と町村の折半税にせんとする意見が出てゐるよしであるが、これは実状を無視するものではないし、処置で、当分は変更しないといつて設定した現法が朝令暮改となつては地方自治体の事業計画が不可能となり、その運営に暗影を投ずるから、このような改正には反対であるとの陳情。

第一六〇号 昭和二十六年十月二十一日受理

地方財政確立に関する陳情

陳情者 神奈川県議會議長 嶋村 力外五名

地方財政の窮乏打開については、しばしば陳情を重ねてきたが、いまだに根本的な解決策が示されないことは遺憾であるから、これが窮乏打開のため、(一)税源の適正なる配分、(二)平衡交付金の合理的配分、(三)起債の拡大、(四)現実に即した補助金の交付等の措置を講ぜられたいとの陳情。

第一六一号 昭和二十六年十月二十一日受理

平衡交付金増額等に関する陳情(四通)

陳情者 滋賀県東浅井郡田根村議會議長 速水房雄外九名

物価の高騰、経済情勢の変動に伴う人件費、物件費の増大、法令の改定による国政委任事務の膨脹、災害による臨時経費の増加等により、町村財政の運営は困難を極めてゐるから、地方自治本来の使命達成を図るため、地方自治平衡交付金の増額および起債の拡大について適切な処置を講ぜられたいとの陳情。

とる陳情。

第一六二号 昭和二十六年十月二十一日受理

平衡交付金増額等に関する陳情(五通)

陳情者 山梨県北都留郡猿橋町議會議長 平井三代外四名

本年度地方財政平衡交付金の町村配分は、昨年度に比して平均三割の減額となつてゐるが、このまま放置するとき、六・三教育制度は危機に陥ることとなり、災害の復旧も放置のやむなきに至り、さらに失業対策事業、町村道の維持管理等すべて実施不能となるから、(一)本年度平衡交付金仮決定減額分を昨年度配分額に是正すること、(二)平衡交付金および起債の増額等、地方財政に対する緊急措置を講ぜられたいとの陳情。

第一八四号 昭和二十六年十月三十一日受理

自治体警察に関する陳情

陳情者 大分県宇佐郡長洲町大字 長洲四二七和風会内 中 沢実

自治体本来の使命からいつて、自治体に財政権ばかりでなく警察権も与えなければ自治体の自主性は半身不随に陥ることとなり、従つて自治体警察設置について人口五千以上の市街地をなす町村等と制限規定を設けることは不自然である。しかるに最近に至つて人口十乃至二十万以上の都市のみに自治体警察を置き、他は国家地方警察に統合する動きがみられるが、かくては、地方自治制は骨抜きとなり、警察国家の危険を再現する結果となるから、人口五千以上の市街地をなす町村に自治

体警察を置く現行法の變更に反対であるとともに中央集権的制度への復帰を阻止せられたいとの陳情。

第一八五号 昭和二十六年十月三十一日受理

平衡交付金増額等に関する陳情

陳情者 横浜市議會議長 嶋村力

横浜市の本年度における地方平衡交付金の仮決定額は約三億三千余万円に過ぎず、起債の許可額もまた十五億六千七百四十六万六千余円の申請額に対しわずかに一億五千八百八十万円に過ぎないため市政の円満なる遂行を期することは全く不可能であるから、本市の起債を拡大するとともに平衡交付金の増額を図られたいとの陳情。

第一八六号 昭和二十六年十月三十一日受理

平衡交付金増額等に関する陳情(四通)

陳情者 山梨県西八代郡市川大門町議會議長 高尾新一外三名

本年度平衡交付金仮決定の町村配分額は昨年度に比して多大の減額が行われ山梨県においては平均二割四分即ち一町村平均五十三万円の減額となりこのままに推移すれば六・三制教育は危地に陥り、認識済の災害復旧工事を含む公共事業は全く実施不可能となる外、町村道の管理、維持、厚生保険施設の放棄等憂慮すべき事態を生ずるおそれがあり、さらに職員給与ベース改訂等もほとんど実施不能となるから、平衡交付金六十四億七千四百四十四万九千九百九十九円、補助金二十八億三千四百四十四万九千九百九十九円にそれぞれ増額せられたいとの陳情。

第一八七号 昭和二十六年十月三十日
一日受理

平衡交付金増額等に関する陳情（三十
九通）

陳情者 京都府相楽郡湯船村議会
議長 植村勝太郎外二十
七名

最近の物価の高騰その他経済事情の変
動による人件費物件費等の増大、法令
の改変に伴う国政委任事務の膨張、そ
の他災害による臨時経費の増高等町
村財政需要の重圧は極めて大きいた
め、町村行政の運営はすこぶる困難を
極め自治本来の目的すら遂行し難い実
情にあるから、地方財政平衡交付金の
増額と地方債のわくを拡大せられたい
との陳情。

第一八九号 昭和二十六年十月三十
一日受理

自動車税引上げ反対に関する陳情
陳情者 愛媛県松山市二番町五七
愛媛県自動車用自動車組合
理事長 鈴木真一外四名

政府は近く、自動車税の引上げを実施
する由であるが、現在自動車使用者の
負担能力は極限に達しているため、到
底経済的余裕がなく、一方タイヤ、燃
料、車両部分品、修理費等は他の物価
に比しいちじるしい上昇を示している
から、自動車税を従前通りとせられた
いとの陳情。

第一九〇号 昭和二十六年十月三十
一日受理

家用自動車税引上げ反対に関する陳
情

陳情者 山口市西惣太夫三八八山
口県家用自動車組合理
事長 今西孫一外十九名

家用貨物自動車は、わが国産業経済
の発展のため多大の貢献をなしている
にもかかわらず、家用なるが故にし
やし扱われ、営業用車と其の税額を差
別されることは不合理である。またタ
イヤ、燃料、車両部分品、修理費等は
他の物品に比しいちじるしい上昇を示
し、家用自動車使用者の負担能力は
極限に達しているから、現行通り平等
に課税せられると共に、課税引き上げ
には反対であるとの陳情。

十一月十日予備審査のため本委員会に
左の事件を付託された。

一、地方税法の一部を改正する法律
案

一、地方財政平衡交付金法の一部を
改正する法律案

地方税法の一部を改正する法律案
地方税法の一部を改正する法律
案（昭和二十五年法律第二
百二十六号）の一部を次のように改
正する。

第十六条の四第一項中「第十六条
の二の下に」又は第十六条の六」を
加え、同項に次の但書を加える。
但し、その者が正当の事由がなく
て、弁明をしない場合において
は、この限りでない。

同項第二号及び第三号を次のよう
に改める。

二 担保の提供又は変更その他担
保に関する地方団体の要求に応
じないとき。

三 徴収猶予を受けた者の資力そ
の他の事情が変化したため徴収
猶予することが不適当であると
認められるとき。

第十六条の五の次に次の一条を加
える。

（法人税割又は法人の事業税の徴
収猶予）

第十六条の六 地方団体は、第三百
二十一条の八第一項若しくは第二
項の規定によつて法人税割を納付
しなければならぬ法人又は第七
百五十四条の二第一項第一号の規
定によつて事業税を納付しなけれ
ばならぬ法人が当該法人税割額
又は事業税額の二分の一に相当す
る税額以下の法人税割額又は事業
税額について、当該法人税割又は
事業税に係る第三百二十一条の八
第一項若しくは第二項又は第七百
五十四条の二第一項第一号に規定
する申告書の提出期限内に徴収猶
予の申請書を地方団体に提出した
場合においては、当該税額について
は、当該提出期限から三月を限
度としてその申請に係る期間、こ
れらの規定にかかわらず、徴収猶
予をするものとする。

2 前項の申請書には、申請法人の
名称、当該事業年度中に有してい
た事務所又は事業所の名称及びそ
の所在地、代表者（この法律の施
行地に本店又は主たる事務所若し
くは事業所を有しない法人でこの
法律の施行地において事業を行う
もの（「外国法人」という。以下第
三十一條の二第四項中「昭和二十
七年三月三十一日」を「昭和二十
七年三月三十一日」に改め、同条
第七項中「この法
律の施行地に本店又は主たる事業所
若しくは事業所を有しない法人でこ
の法律の施行地において事業を行う
もの（「外国法人」という。以下第
四
十
条
第
三
項、第五十七條の二、第七
百五十四條の二第五項及び第七百五
十四條の四第三項において同様とす
る。）を「外国法人に改め、同条第八
項中「最初の事業年度の初日の前日
の下に（その日が昭和二十七年三月
三十一日の前であるときは、同年三
月三十一日）」を加える。

第七十二條第四項中「昭和二十七
年一月一日を昭和二十七年二月一
日から同年三月三十一日までの日」
に、「昭和二十六年十二月三十一日」
を「昭和二十七年三月三十一日」に、
「昭和二十六年十二月十日」を「昭和
二十七年三月十日」に改める。
第七十四條の二第一項但書中「昭

予を受けようとする法人税割額又
は事業税額並びに徴収猶予を受け
ようとする期間を記載しなければ
ならない。

3 地方団体は、第十六条の四第一
項の規定による場合の外、法人が
第一項の規定によつて徴収猶予を
受けた税額に係る法人税割額又は
事業税額のうち当該徴収猶予を受
けた税額以外の税額を納期限内に
完納しなかつた場合においては、
その徴収猶予をした税額について
その徴収猶予を取り消し、これを
直ちに徴収することができる。

第三十一條の二第五項中「昭和二
十六年十二月三十一日」を「昭和二
十六年三月三十一日」に、「昭和二十
六年三月三十一日」を「昭和二十
七年三月三十一日」に改め、同条
第七項中「この法
律の施行地に本店又は主たる事業所
若しくは事業所を有しない法人でこ
の法律の施行地において事業を行う
もの（「外国法人」という。以下第
四
十
条
第
三
項、第五十七條の二、第七
百五十四條の二第五項及び第七百五
十四條の四第三項において同様とす
る。）を「外国法人に改め、同条第八
項中「最初の事業年度の初日の前日
の下に（その日が昭和二十七年三月
三十一日の前であるときは、同年三
月三十一日）」を加える。

第七十二條第四項中「昭和二十七
年一月一日を昭和二十七年二月一
日から同年三月三十一日までの日」
に、「昭和二十六年十二月三十一日」
を「昭和二十七年三月三十一日」に、
「昭和二十六年十二月十日」を「昭和
二十七年三月十日」に改める。
第七十四條の二第一項但書中「昭

予を受けようとする法人税割額又
は事業税額並びに徴収猶予を受け
ようとする期間を記載しなければ
ならない。

和二十七年一月一日の属する事業年
度の末日の下に（その日が昭和二
十七年三月三十一日前であるとき
は、同年三月三十一日）を加える。
第三百二十七條第一項中「その税
金を納付する場合」の下に「第十六
条の六第一項の規定によつて徴収猶
予を受けた法人がその徴収猶予に係
る税金を納付する場合を含む。」を
加える。

第三百二十九條第二項中「前項」を
「第一項」に改め、同項を同条第三項
とし、同条第三項を同条第四項と
し、同条第一項の次に次の一項を加
える。

2 第十六条の六第一項の規定によ
つて徴収猶予をした法人税割に係
る地方団体の徴収金については、
前項本文の規定にかかわらず、そ
の徴収猶予をした期間内にこれを
完納しない場合でなければ、督促
状を発することができない。
第三百六十四條の次に次の一条を
加える。
（昭和二十七年年度の固定資産税
の徴収等）

第三百六十四條の二 市町村は、昭
和二十七年年度の固定資産税に限
り、昭和二十七年七月以前の各納
期においては、左の各号に掲げる
価格を課税標準として仮に算定し
た額を当該年度の納期の数で除し
て得た額を固定資産税として徴収
するものとする。

一 第四百十條第三項、第四百十
七條第一項、第四百十九條第二
項又は第四百三十五條第一項の
規定によつて、昭和二十六年
分の固定資産税の課税標準とし

て固定資産課税台帳に登録された価格（この価格がない場合においては、類似の固定資産の価格に比準して市町村長が仮に決定した価格）

二 第三百八十九条第二項、第四百条第一項又は第四百十七条第三項の規定によつて、昭和二十六年年度の固定資産税の課税標準として固定資産課税台帳に登録された価格（第三百九十一条第一項の規定による配分に係るものを除く。）

三 第三百九十条の二の規定によつて配分された価格

2 市町村は、昭和二十七年年度の固定資産税の八月以後の各納期において、前項の規定によつて徴収された税額（仮算定税額）という。以下本条において同様とする。）が第四百十一條の二の規定によつて決定した価格又は第三百九十二条の二の規定によつて配分された価格を課税標準として算定した昭和二十七年年度の固定資産税の額（本算定税額）という。以下本条において同様とする。）に満たない場合においては、その不足税額を徴収し、仮算定税額が本算定税額をこえる場合においては、第十七条の規定の例によつて、その過納税額を還付し、又は充当しなければならぬ。

3 第一項の規定によつて固定資産税を徴収する場合において、納税者に交付する徴税令書には、左の各号に掲げる趣旨を明示しなければならない。

一 徴税令書に記載された価額は、第一項の規定による価格であつて、昭和二十七年年度の固定資産税に係る仮の課税標準額であり、その税額は仮算定税額であること。

二 昭和二十七年年度の固定資産税の課税標準である価格は、昭和二十七年六月三十日まで決定されるものであること。

三 昭和二十七年年度の固定資産税の八月以後の各納期において、仮算定税額が本算定税額に満たない場合においては、その不足税額を徴収し、仮算定税額が本算定税額をこえる場合においては、その過納税額を還付し、又は未納に係る地方団体の徴収金に充当するものであること。第三百七十三條の次に次の一項を加える。

11 前項の規定は、第三百六十四條の二第一項の規定によつて徴収すべき固定資産税について準用する。この場合において、「第三百六十四條第四項又は同条第八項」とあるのは「第三百六十四條の二第一項」と、昭和二十六年九月三十日」とあるのは「昭和二十七年六月三十日」と読み替へるものとす。

第三百八十九條第一項中「以下本条」の下に「第三百九十二条の二」を加える。

第三百九十条の次に次の一項を加える。

（昭和二十七年年度の固定資産税に係る固定資産の価格の通知に関する特例）

第三百九十条の二 地方財政委員会、昭和二十七年年度の固定資産税については、昭和二十六年年度の固定資産税の課税標準となつた価格を第三百九十一条第一項の規定に準じて関係市町村に配分し、その配分した価格を昭和二十七年三月三十一日まで当該市町村の長に通知しなければならない。第三百九十二条の次に次の一項を加える。

（昭和二十七年年度の固定資産税に係る道府県知事又は地方財政委員会が配分する固定資産の価格の通知に関する特例）

第三百九十二条の二 昭和二十七年年度の固定資産税に係る第三百八十九條第一項又は第三百九十一条第一項の規定によつて道府県知事又は地方財政委員会が配分する固定資産の価格の通知は、これらの規定による期限にかかわらず、昭和二十七年六月三十日までにしななければならない。第四百十一條の次に次の一項を加える。

（昭和二十七年年度の固定資産税を課する固定資産の価格の決定の特例）

第四百十一條の二 昭和二十七年年度の固定資産税を課する固定資産の価格の決定に限り、第四百十條第一項の規定中「二月末日」とあるのは「昭和二十七年六月三十日」と読み替へるものとする。第四百十六條の次に次の一項を加える。

（昭和二十七年年度の固定資産税に係る固定資産課税台帳の縦覧期間の特例）

第四百十六條の二 昭和二十七年年度の固定資産税に係る固定資産課税台帳の縦覧期間は、第四百十五條第一項本文の規定にかかわらず、昭和二十七年七月一日から同月十日までの間とする。第四百十八條の次に次の一項を加える。

（道府県知事に対する昭和二十七年年度の固定資産の価格の概要調書の送付の特例）

第四百十八條の二 昭和二十七年年度の固定資産の価格の概要調書の作成及び送付に限り、前条本文の規定中「第四百十條」とあるのは「第四百十一條の二」と、「毎年四月中」とあるのは「昭和二十七年八月中」と読み替へるものとする。第四百二十九條の次に次の一項を加える。

（昭和二十七年年度の固定資産評価審査委員会の審査のための会議の開催の期間の特例）

第四百二十九條の二 昭和二十七年年度の固定資産評価審査委員会の審査のための会議の開催の期間は、第四百二十八條第一項本文の規定にかかわらず、昭和二十七年七月一日から同年八月十日までとする。但し、特別の事情がある場合においては、当該市町村の条例の定めるところによつて、これと異なる会議の期間を定めることができる。第七百六十三條の三第一項中「納付する場合」の下に「（第十六條の六

第一項の規定によつて徴収猶予を受けた法人がその徴収猶予に係る税金を納付する場合を含む。）」を加える。

第七百六十五條第二項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第十六條の六第一項の規定によつて徴収猶予をした事業税に係る地方団体の徴収金については、前項本文の規定にかかわらず、その徴収猶予をした期間内にこれを完納しない場合でなければ、督促状を発することができない。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案

地方財政平衡交付金法（昭和二十五年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

第十九條第一項中「錯誤があつたことを発見した場合においては、当該地方団体が受けるべきであつた交付金の額に不足があるときはこれを交付し、超過額があるときはこれを減額し、又は返還させることができる。但し、返還させる場合においては、その方法について、あらかじめ、当該地方団体の意見をきかなければならない。」を「錯誤があつたことを発見した場合で、当該地方団体について基準財政需要額又は基準財

政収入額を増加し、又は減少する必要が生じたときは、錯誤があつたことを発見した年度又はその翌年度において、規則で定めるところにより、それぞれその増加し、又は減少すべき額を当該地方団体に交付すべき交付金の額の算定に用いられるべき基準財政需要額若しくは基準財政収入額に加算し、又はこれらから減額した額をもつて当該地方団体の当該年度における基準財政需要額又は基準財政収入額とすることができ、る。」に改める。

同条第三項中「前二項を前三項」に改め、同条第四項中「第一項及び第二項」を「第一項から第三項まで」に改め、同条第二項を同条第三項とし、以下一項ずつ繰り下げ、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 錯誤に係る数を交付金の算定の基礎に用いた年度（交付年度）という。以下本項において同じ。）以後の年度においては、委員会は、規則で定めるところにより、前項の規定が適用される地方団体で、同項の規定を適用しない場合でも当該地方団体に交付すべき交付金の額の算定に用いられるべき当該年度の基準財政収入額が基準財政需要額をこえるもの又は同項の規定が適用される結果基準財政収入額が基準財政需要額をこえることとなる地方団体について、交付年度分として交付を受けた交付金の額が交付を受けるべきであつた交付金の額に満たないときは、当該不足額を限度として、これを当該年度の交付金から交付し、交付年度分として交付を受けた交付

金の額が交付を受けるべきであつた交付金の額をこえるときは、当該超過額を限度として、これを返還させることができる。但し、返還させる場合においては、その方法について、あらかじめ、当該地方団体の意見を聞かなければならない。

第二十條第二項中「前条第一項及び第四項」を「前条第一項、第二項及び第五項」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の地方財政平衡交付金法第十九條第一項及び第二項の規定は、昭和二十五年分の地方財政平衡交付金でその額の算定の基礎に用いた数に錯誤があつたものについても、適用する。

昭和二十七年一月十四日印刷

昭和二十七年一月十六日発行

参議院事務局

印刷者 印刷 庁